有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成26年４月１日
（第18期）　　至　平成27年３月31日

株式会社アイロムホールディングス

(E05352)

第18期（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社アイロムホールディングス

目　　次

頁

第18期 有価証券報告書

【表紙】 …… 1

第一部 【企業情報】 …… 2

第１ 【企業の概況】 …… 2

１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2

２ 【沿革】 …… 3

３ 【事業の内容】 …… 5

４ 【関係会社の状況】 …… 7

５ 【従業員の状況】 …… 8

第２ 【事業の状況】 …… 9

１ 【業績等の概要】 …… 9

２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 12

３ 【対処すべき課題】 …… 13

４ 【事業等のリスク】 …… 13

５ 【経営上の重要な契約等】 …… 16

６ 【研究開発活動】 …… 16

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 17

第３ 【設備の状況】 …… 20

１ 【設備投資等の概要】 …… 20

２ 【主要な設備の状況】 …… 21

３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 21

第４ 【提出会社の状況】 …… 22

１ 【株式等の状況】 …… 22

２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 37

３ 【配当政策】 …… 38

４ 【株価の推移】 …… 38

５ 【役員の状況】 …… 39

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 43

第５ 【経理の状況】 …… 50

１ 【連結財務諸表等】 …… 51

２ 【財務諸表等】 …… 83

第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 93

第７ 【提出会社の参考情報】 …… 94

１ 【提出会社の親会社等の情報】 …… 94

２ 【その他の参考情報】 …… 94

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 95

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月29日
【事業年度】	第18期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)
【会社名】	株式会社アイロムホールディングス
【英訳名】	I'rom Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　森　豊隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番37号
【電話番号】	03（3264）3148（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営統括本部担当　犬飼　広明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番37号
【電話番号】	03（3264）3148（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営統括本部担当　犬飼　広明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		平成23年３月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月
売上高	(百万円)	13,990	11,018	6,704	4,011	4,134
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	233	△1,697	587	△322	△600
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	226	△364	1,751	△294	△606
包括利益	(百万円)	211	△338	1,750	△218	△669
純資産額	(百万円)	2,674	2,273	4,021	4,486	4,613
総資産額	(百万円)	13,160	5,996	5,832	6,029	6,839
１株当たり純資産額	(円)	278.89	241.43	428.60	434.38	419.05
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	24.18	△39.02	187.25	△30.85	△59.12
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	19.8	37.7	68.7	73.5	65.0
自己資本利益率	(%)	9.1	△15.0	55.9	△7.0	△13.7
株価収益率	(倍)	8.6	－	3.2	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	720	△101	△625	△45	△785
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	40	2,525	2,868	△421	△471
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△852	△2,303	△1,175	26	1,242
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	698	803	1,922	1,592	1,595
従業員数		502	331	302	308	338
(外、平均臨時雇用者数)		(196)	(140)	(55)	(60)	(66)

(注) １ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第14期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
３ 第15期、第17期、第18期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４ 第14期、第16期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2)　提出会社の経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		平成23年３月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月
売上高	(百万円)	624	442	415	410	549
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	102	△1,636	677	25	13
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△422	△1,455	727	81	7
資本金	(百万円)	6,286	6,286	6,286	2,687	3,037
発行済株式総数	(株)	935,142	935,142	935,142	10,203,665	10,623,665
純資産額	(百万円)	3,424	1,975	2,700	3,483	4,206
総資産額	(百万円)	6,792	3,861	3,131	3,653	5,229
１株当たり純資産額	(円)	364.02	209.60	287.35	340.02	387.06
１株当たり配当額	(円)	－	－	－	－	－
(１株当たり中間配当額)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△45.19	△155.67	77.74	8.53	0.74
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	8.51	0.73
自己資本比率	(%)	50.1	50.8	85.8	94.9	78.5
自己資本利益率	(%)	△11.7	△54.3	31.3	2.6	0.2
株価収益率	(倍)	－	－	7.7	88.9	2,383.8
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
従業員数	(名)	28	23	－	20	23
(外、平均臨時雇用者数)		(7)	(5)	(1)	(3)	(5)

(注) １　売上高には、消費税等は含まれておりません。
２　当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第14期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。
３　第15期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４　第14期、第16期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２　【沿革】

年月	事項
平成９年４月	医薬品の臨床試験の受託、仲介を目的として、東京都千代田区神田駿河台に当社を設立し、治験施設支援事業(以下「ＳＭＯ事業」という。)を開始
平成９年12月	医療関連スタッフの紹介等を目的として、㈲ウッズスタッフ(㈱アイロムスタッフ)を設立
平成13年２月	大阪市城東区に大阪サテライトオフィス(現　㈱アイロム　西日本事業所)を開設
平成13年６月	医療機関等への不動産賃貸事業を開始(大井町メディカルプラザ)
平成14年３月	医療機関等への融資、コンサルティング等を行うため、㈱アイロムメディックを設立
平成15年６月	本店所在地を東京都品川区大崎に移転
平成15年10月	JASDAQ市場に株式公開
平成16年５月	北海道地区におけるＳＭＯ事業展開を目的として、㈱ザ・プロスタッフとの合弁会社アイロム・プロスタッフ㈱(平成21年１月付にて㈱アイロムビジネスデベロップメントに商号変更)を設立
平成16年11月	九州支店（現　㈱アイロム　南日本事業所）開設
平成17年１月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場

年月	事項
平成17年４月	薬局の展開を目的として、㈱ヒノミ薬品(平成17年12月付にて㈱アイロムロハスへ、平成25年８月付にて㈱アスボメディコに商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
平成17年７月	医薬品等の製造販売の委受託事業進出を目的として、小林製薬工業㈱(平成18年４月付にてアイロム製薬㈱に商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
平成17年11月	北海道地区におけるＳＭＯ事業展開を目的として、㈱アイオロパス設立
平成17年11月	医薬品等の販売事業の効率的な事業体制の構築のため、㈱テン・ドラッグの全株式を取得し、連結子会社化
平成18年１月	コーポレートブランドの確立を目的とし、㈱アクセスインダストリーアンドイズム(平成18年１月付にて㈱アイロムエーアイに商号変更)を連結子会社化
平成18年５月	医薬品等の販売事業の効率的な事業体制の構築のため、㈱アポテカ(平成25年９月付にて㈱インに商号変更)の全株式を取得し、連結子会社化
平成18年９月	化粧品の機能を評価する事業に参入するため、㈱ビューティアンドヘルスリサーチを設立
平成18年10月	㈱アイロムが㈱アイロムホールディングスに商号変更し、会社分割により持株会社体制へ移行するために、ＳＭＯ事業を新たに設立する連結子会社㈱アイロムに承継(新設分割)するとともに、メディカルサポート事業を㈱アイロムメディックに承継(吸収分割)
平成18年10月	医薬品等の販売事業の効率的な事業体制の構築のため、㈱ウイング湘南の全株式を取得し、連結子会社化
平成19年１月	関東地区における開発業務受託機関事業（以下「ＣＲＯ事業」という。）への参入のため、㈱アイクロス(平成26年９月付にて㈱アイクロスジャパンに商号変更)を設立
平成19年２月	医薬品等の販売事業のより一層の戦略的な事業再編成のための一環として、㈱テン・ドラッグの全株式を個人に譲渡
平成19年８月	ＣＲＯ事業の事業基盤を拡大するため、㈱アツクコーポレーションの株式を取得し、連結子会社化
平成22年７月	当社が保有する㈱アツクコーポレーションの全株式を個人に譲渡
平成22年９月	当社が保有する㈱アイロムスタッフの全株式をアポプラスステーション㈱に譲渡
平成22年10月	㈱アイロムを存続会社として㈱アイロムビジネスデベロップメントを吸収合併
平成23年１月	介護用品等の販売を行うため㈱シニア・ケアー(平成26年９月付にて㈱アイクロスに商号変更)を設立
平成23年９月	豪州における臨床試験の実施を目的に、Healthy Clinical Research Pty Ltdの全株式を取得し、子会社化
平成23年11月	当社が保有するアイロム製薬㈱の全株式を共和薬品工業㈱に譲渡
平成23年12月	当社が保有する㈱ビューティアンドヘルスリサーチの全株式を個人に譲渡
平成24年３月	当社が保有する㈱アイロムエーアイの全株式を個人に譲渡
平成24年７月	本店所在地を東京都千代田区富士見に移転
平成24年12月	当社の連結子会社である㈱アイロムロハス(平成25年８月付にて㈱アスボメディコに商号変更)、㈱アポテカ(平成25年９月付にて㈱インに商号変更)、㈱ウイング湘南にて展開していた医薬品等の販売事業（ドラッグストア事業、調剤事業）につき、㈱ウィーズホールディングスグループの㈱リーフにドラッグストア事業を、同じく㈱アポステータスに調剤事業を譲渡
平成25年３月	九州地区におけるＳＭＯ事業強化のため、㈱アイロムが㈲クリニカルサポートの全株式を取得し、連結子会社化
平成25年10月	東北、関東、関西地区におけるＳＭＯ事業強化のため、㈱アイロムがＭＣフィールズ㈱の株式を取得し、連結子会社化
平成26年１月	遺伝子創薬、細胞・再生医療等の先端医療事業を行うべく、株式交換によりディナベック㈱(平成27年４月付にて㈱ＩＤファーマに商号変更)を連結子会社化
平成26年７月	埼玉地区におけるＳＭＯ事業強化のため、㈱アイロムが㈲エクセルの全株式を取得し、連結子会社化

３ 【事業の内容】

当社グループは、㈱アイロムホールディングス（当社）、連結子会社18社（㈱アイロム、㈱アイロムメディック、㈱シニアライフプラン、㈱アスボメディコ、㈱イン、㈱アイクロス、Healthy Clinical Research Pty Ltd、㈲クリニカルサポート、㈱ＳＯＡピリカ、ジーンメディカル㈱、ＭＣフィールズ㈱、ディナベック㈱、㈱アイクロスジャパン、㈲エクセル、(同)まちづくりサポート、I'ROM FRANCE SARL、(一社)ＩＣＲ、㈱アスボ）及び関連会社１社（CJ PARTNERS㈱）により構成されており、より良い医療環境実現のため、医療関連分野における統合医療サポート企業として、様々な事業を展開しております。なお、CJ PARTNERS㈱は持分法を適用した関連会社であります。

当社グループの事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) ＳＭＯ事業

ＳＭＯ（Site Management Organization）は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託または代行する治験施設支援機関として位置づけられております。当社グループは、医薬品をはじめ食品やサプリメント等に関する臨床試験計画の立案及び医療機関/治験責任医師の選定段階から関与し、第Ⅰ相から第Ⅳ相にいたる臨床試験の実施に係る支援業務を包括的に受託し、ＳＭＯ業務を提供しております。臨床試験は、倫理性、科学性及び信頼性の確保が必要なことから、ＧＣＰ（Good Clinical Practice、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）、治験実施計画書（Protocol）及びＳＯＰ（Standard Operating Procedure、標準業務手順書）等の厳格なルールに基づいて実施されます。

（主な関係会社）㈱アイロム、㈲クリニカルサポート、㈱ＳＯＡピリカ、ＭＣフィールズ㈱、㈲エクセル

(2) メディカルサポート事業

クリニックモール（同一フロア内に診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療専用施設）の設置及び賃貸等やそれに付随する業務、医業コンサルティング等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業を主として行っております。

（主な関係会社）㈱アイロムメディック

(3) 新規事業

先端医療事業として高性能かつ安全性の高いベクター技術を用いて、iPS細胞関連技術等を基盤とした細胞治療や再生医療および遺伝子ワクチン等の遺伝子医薬品の開発と事業化を行っております。またＣＲＯ（Contract Research Organization）として新薬開発のための臨床試験の企画・コンサルティングを国内外で行っております。

（主な関係会社）ディナベック㈱、㈱アイクロス、㈱アイクロスジャパン

(4) その他

上記以外の事業を行っております。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの主な事業の系統図は次のとおりであります。

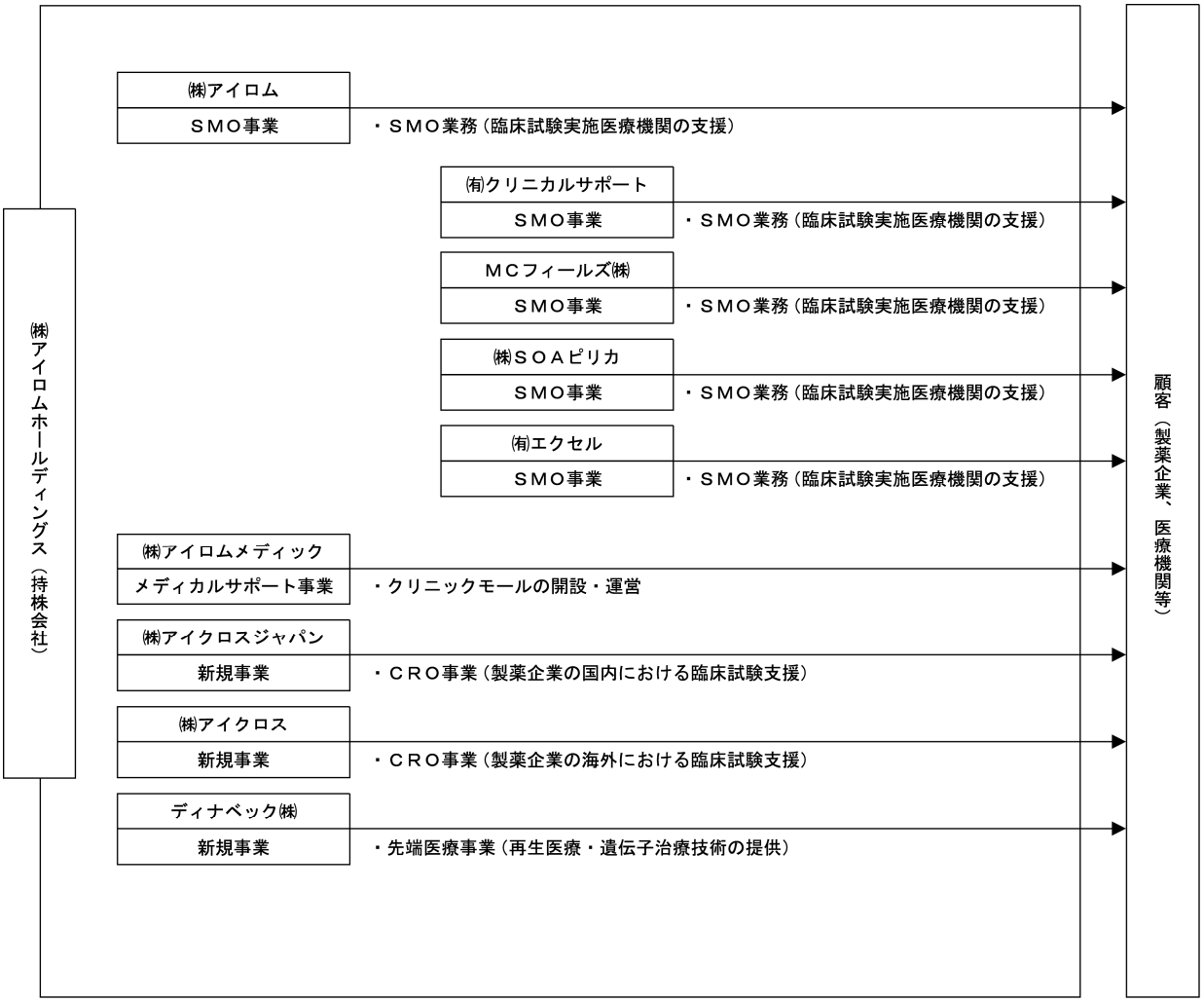

４ 【関係会社の状況】

平成27年３月31日現在

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社）					
㈱アイロム（注）４，５	東京都千代田区	50	ＳＭＯ事業	100.0	役員の兼任
㈲クリニカルサポート	福岡県福岡市	3	ＳＭＯ事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
ＭＣフィールズ㈱	東京都港区	15	ＳＭＯ事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
㈲エクセル	埼玉県入間市	3	ＳＭＯ事業	100.0 (100.0)	役務の提供
㈱ＳＯＡピリカ	北海道札幌市	5	ＳＭＯ事業	100.0	役員の兼任
㈱アイロムメディック（注）４，５	東京都千代田区	11	メディカルサポート事業	100.0	役員の兼任
ディナベック㈱	茨城県つくば市	30	新規事業	100.0	役員の兼任
㈱アイクロスジャパン	東京都千代田区	50	新規事業	80.0	役員の兼任
㈱アイクロス	東京都千代田区	0	新規事業	100.0 (100.0)	
その他９社					
（持分法適用関連会社）					
CJ PARTNERS㈱	東京都港区	0	その他	22.2	

（注）１　上記会社のうちには、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

２　「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

３　「議決権の所有割合」欄の（　）につきましては、間接所有割合であります。

４　特定子会社であります。

５　㈱アイロム及び㈱アイロムメディックについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

６　連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

主要な損益情報等

㈱アイロム

①売上高　2,227百万円

②経常損失　540百万円

③当期純損失　533百万円

④純資産額　814百万円

⑤総資産額　2,333百万円

㈱アイロムメディック

①売上高　988百万円

②経常利益　70百万円

③当期純利益　27百万円

④純資産額　778百万円

⑤総資産額　1,492百万円

５ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
ＳＭＯ事業	297	(54)
メディカルサポート事業	1	(－)
新規事業	17	(7)
その他	0	(0)
全社（共通）	23	(5)
合計	338	(66)

（注）１ 従業員数は就業人員であり、産休・育休者を含んでおります。臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２ 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の業務に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成27年３月31日現在

従業員数(名)		平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23	(5)	43.6	5.9	5,087

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社（共通）	23	(5)

（注）１ 従業員数は就業人員であり、産休・育休者を含んでおります。臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２ 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社に労働組合はありません。

また、労働者との間に特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

①業績等の概況

当社グループは、再生医療・遺伝子創薬等の先端医療分野に取り組んでいます。再生医療研究の目覚ましい進歩とわが国における「薬事法等の一部を改正する法律」並びに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の制定・施行等を背景に、細胞培養加工受託や再生医療等製品の早期承認・上市といった事業機会が広がっています。このような状況のもと、再生医療領域において臨床用のiPS細胞作製ツールを販売いたします。さらに、遺伝子創薬領域では、虚血肢治療製剤やエイズ治療ワクチンを開発しています。そのために、治験薬の製造管理、品質管理等に関するGMP基準に準拠したベクター製造施設を整備しています。これらは全て、ナショナルプロジェクトのもとで独自に開発したセンダイウイルスベクターを基盤とする技術です。

また、創業以来の中核事業であるＳＭＯ（治験施設支援機関）事業におきましては、顧客である製薬企業の医薬品の開発動向として、低分子化合物やバイオ医薬品が大きな位置を占めてきており、対象疾患としては難治性疾患の開発品目が増加しています。臨床研究分野におきましては、日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い国際水準の臨床研究を推進するため、医師主導治験の中心的役割を担う病院を臨床研究中核病院として医療法上に位置づけることが進められており、そのような機関の運営に際してはデータ管理体制・倫理審査体制等の確立が必要となります。これらを支援するために、当社グループは質の高い人材を継続的に確保するとともに、教育の充実を図っています。

ＣＲＯ(開発業務受託機関)事業ではＳＭＯ事業で培ったノウハウを活用してハイブリッドサービスを提供しており、国内においては企業主導治験をはじめとして医師主導治験を行う大学・アカデミアに向けての包括的な開発支援を行っております。また海外においてもアジア・オセアニア地域において臨床試験に関わる企業との戦略的パートナーシップを強化することにより、国内製薬企業等のグローバル開発を支援しています。

メディカルサポート事業においては、クリニックモールの開設・運営を通じて患者様の利便を図り通院の負担を軽減する医療環境の提案をするとともに、医院・薬局などの新規開業のための診察圏の調査や物件紹介、事業計画の策定、医療機器の選定等を行い、より良いクリニックの開業を目指す医師を強力にサポートしています。

当社グループは、再生医療や遺伝子医療などを含む医療テクノロジーの進歩を支えるとともに、これまで培ってきた事業インフラを活用してそれら先進医療の臨床試験を推進できる体制構築を進めており、これらを通じて各事業のシナジーを最大化することで企業価値の増大を目指します。

以上のような取り組みを行ってまいりましたが、ＳＭＯ事業において株式会社アイロムが受注予定であった数件の大型案件が治験依頼企業の開発スケジュールの見直しにより延期になりました。またメディカルサポート事業の新規案件について収入が見込まれたものの、その成約時期が延期されました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,134百万円（前年同期比3.1％増）となりました。利益面につきましては、営業損失は772百万円（前年同期は営業損失402百万円）、経常損失は600百万円（前年同期は経常損失322百万円）当期純損失は606百万円（前年同期は当期純損失294百万円)となりました。

②セグメントの状況

セグメントの業績は次のとおりであります。

イ　ＳＭＯ事業

当セグメントにおきましては、Risk-Based Monitoringをはじめとした治験の更なる高効率化・高品質化への対応、アンメットメディカルニーズに対応する診療領域へのより高度な業務支援、優良な医療機関との提携拡大や、Ｍ＆Ａの推進、プロジェクトマネジメント体制の更なる強化等により、様々な臨床試験に対応すべく業容の拡大に努めてまいりました。弊社グループによるＳＭＯ・ＣＲＯ事業のハイブリッドサービスが定着しつつある中で、通常のFeasibility調査よりも更に前段階のPre-Feasibility調査に対応し、試験の企画段階より様々な提案を行っております。その結果、得意領域である生活習慣病、整形外科領域に加えて、リウマチ領域、呼吸器領域、循環器領域のほか、注力領域である抗がん剤の開発支援につきましても順調に受託件数を拡大しております。これらに伴い受注残高は対前年比で増加しておりますが、当期中に見込んでいた一部案件の開始時期遅れの影響もあり、売上高は2,646百万円（前年同期比10.2％減）となりました。また業容拡大に伴い適切な人材確保と、再生医療に関する臨床試験支援体制整備をインフラ面からも早期に進めたことから、先行的な経費が生じ、営業損失は417百万円（前年同期は営業損失109百万円）となりました。

ロ　メディカルサポート事業

当セグメントにおきましては、ディベロッパーや不動産会社などと連携して、駅からのアクセスや地域の医療機関の需要など、様々な条件を満たす主に新築の物件を厳選してクリニックモール（※１）を開設しています。また、開設後の運営管理にも力を入れており、クリニックモール内外での開業を検討する医師に対して開業支援を手がけるとともに、クリニックモール内の施設に臨床試験を紹介するなどクリニックの経営を多角的に支援しています。このようにクリニックモール領域は順調に推移し、当期においては商品収益を計上しておりますが、付帯する不動産領域における収益の減少もあり、売上高は781百万円（前年同期比23.9％減）、営業利益は72百万円（前年同期比44.5％減）となりました。

ハ　新規事業

当セグメントにおきましては、国内ＣＲＯ分野について、がん領域や希少疾患領域などの医師主導治験や国際共同臨床研究に関するモニタリング業務、データマネジメント業務などの支援が拡大しております。引き続き、製薬企業をはじめ、大学・アカデミアのニーズに応じて、ＳＭＯ事業との連携によるハイブリッドサービス展開を務めてまいります。

一方、海外ＣＲＯ分野については、オーストラリアにおいて日本の製薬企業から受注した白人対象のFIH試験（※２）の最終報告書が完成し高い評価を得ることができました。更なるビジネスチャンスとして、創薬ベンチャーからの受託も見込んでいます。

先端医療分野では、再生医療領域において大日本住友製薬株式会社に対する眼疾患領域および神経系疾患領域における技術ライセンスにより、契約一時金を受け取りました。研究用iPS細胞作製キット「CytoTune®-iPS」は、特にヨーロッパとアジア市場において売上が順調に伸びています。また、今後のiPS細胞の臨床応用に応えるために臨床用iPS細胞作製キットを開発しています。さらに、京都大学iPS細胞研究所（CiRA）と、当社グループが所有するセンダイウイルスベクター技術を用いて、iPS細胞から簡便に効率良く、創薬スクリーニング用疾患標的細胞を分化誘導する方法を開発する研究を共同で行っています。また免疫細胞治療に関する様々な治療技術及び患者様から取得した樹状細胞を増幅する技術について東アジア並びに米国において特許査定を受けました。がん樹状細胞の増幅技術につきまして株式会社メディネット並びに中国の合肥法珀賽爾生物科技有限公司（Fibrocell Asia Inc.）に対して技術を導出し、一時金を受け取りました。遺伝子創薬領域においては、虚血肢治療製剤について既に非臨床試験段階で有意な結果が得られており、これをもとにして当社グループの海外ネットワークを活用して、オーストラリアでの臨床開発について治験実施機関等と実質的協議を進めています。一方、中国では導出先の北京医薬集団が、当局より臨床試験許可を得ました。また、エイズ予防ワクチンについてルワンダ、ケニア及び英国で実施した第Ⅰ相臨床試験の結果を踏まえ、治療用ワクチンとしての開発について国立感染症研究所と共同研究を開始しました。

この結果、売上高は599百万円（前年同期は売上高11百万円）、営業利益78百万円（前年同期は営業損益10百万円）となりました。

二　その他

その他の事業におきましては、コンサルティング収入等により売上高は107百万円（前年同期は売上高25百万円）、営業利益は61百万円（前年同期は営業損失18百万円）となりました。

※１．クリニックモール：同一フロア内に診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療施設。患者様は各クリニックの専門の医師による質の高い治療を同一フロア内で受診する事が可能であり、クリニックの医師はそれぞれの専門性を活かしながらクリニックモール内の他の診療科目を手掛けるクリニックと相互に連携して、患者様に対しての質の高いプライマリ・ケア（疾病の初期治療）を提供することができます。

※２．FIH試験：first in human 試験。被験薬をヒトに対して世界で初めて投与する試験。

(2)　キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末のキャッシュ・フローについては、営業活動により785百万円減少し、投資活動により471百万円減少し、財務活動により1,242百万円増加した結果、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期首残高1,592百万円よりも３百万円増加し、1,595百万円（前年同期比0.2％増）となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、785百万円（前年同期は45百万円の支出）となりました。

主な増加要因は、減価償却費の計上115百万円等によるものであり、主な減少要因は、税金等調整前当期純損失の計上602百万円、貸倒引当金の減少による182百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、471百万円（前年同期は421百万円の支出）となりました。

主な増加要因は、貸付金の回収による収入347百万円等によるものであり、主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出287百万円、貸付けによる支出155百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,242百万円（前年同期は26百万円の取得）となりました。

主な増加要因は、新株予約権の行使による株式の発行による収入688百万円、短期借入金の増加額290百万円等によるものであります。

（参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期
自己資本比率（%）	68.7	73.5	65.0
時価ベースの自己資本比率（%）	96.2	128.2	272.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	－	－	－
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	－	－	－

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

（注）１　いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

２　株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

３　キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを使用しております。

４　有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利息を支払っている全ての負債を対象としております。

５　キャッシュ・フロー対有利子負債比率、インタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため表示しておりません。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
ＳＭＯ事業	2,596	△19.2
合計	2,596	△19.2

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記金額は販売価格によっております。
3 上記金額には消費税等は含まれておりません。
4 メディカルサポート事業、新規事業及びその他は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ＳＭＯ事業	2,680	△20.7	3,526	＋1.0
合計	2,680	△20.7	3,526	＋1.0

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 メディカルサポート事業、新規事業及びその他は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載しておりません

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比(%)
ＳＭＯ事業	2,646	△10.2
メディカルサポート事業	781	△23.9
新規事業	599	＋5,300.2
その他	107	＋319.2
合計	4,134	＋3.1

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
3 最近２連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

３ 【対処すべき課題】

⑴ 収益力の向上

当社グループは、M&Ａを通じ事業ポートフォリオの見直しを行ってまいりました。経営資源を新薬の開発支援事業であるＳＭＯ事業に集中させつつ、新規事業として先端医療事業とＣＲＯ事業の拡大を図っております。特に先端医療においては、グループ会社の持つ技術力を収益力として活かすべく資金調達を行っております。この資金調達の目的である設備投資や開発を計画通り推進していく事が、当社グループの収益力を向上させるものと考えております。

また、ＳＭＯ事業において財産である人材につきましては、引き続きその確保及び育成を強化することで、当該事業の国内外における継続的な成長を図ってまいります。

⑵ コンプライアンス体制の充実・強化

当社グループでは、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築すべく、あるべきコーポレートガバナンスの確立、内部統制の一層の整備と効果的運用及びコンプライアンス体制の充実・強化に取り組んでまいります。

４ 【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こりうる様々な要因によりその影響を受ける可能性があります。このため、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

⑴ 法的規制等により治験が空洞化するリスク

現在、治験のクオリティ・スピードを求める製薬企業等のニーズの高まりに支えられて、ＳＭＯ業界は堅調に発展してきております。しかし、薬事法、ＧＣＰ、その他関連法令等の改正により、海外臨床データの利用が可能となり、アジアでの試験を含む国際共同試験の増大などによる国内における治験規模の縮小や空洞化のリスクがあります。またグローバル競争力の強化が求められ、価格面などで対応できなくなるＳＭＯが増加した場合には、ＳＭＯ業界の発展が阻害または制約される可能性があります。したがって、今後の法的規制等の当局の動向及び依頼者の開発方針によっては、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

⑵ ＳＭＯ業界の競争激化のリスク

当社グループは、糖尿病・高血圧症・高脂血症など生活習慣病の患者の多い診療所等に対するＳＭＯ業務が中心となっております。しかし、開発パイプラインが難疾患に対する医薬品に集中しており、当社グループが得意とする疾病領域の開発が減少した場合、同業他社との間で提携医療機関の獲得競争が激化し、提携医療機関において実施できる治験数が減少した場合、当社グループの成長が抑制される可能性があります。

⑶ 治験の中止・延期あるいは治験期間の延長による影響のリスク

治験依頼者(製薬企業等)の開発戦略の変更や治験実施計画書の変更等により、治験の中止や延期、あるいは治験期間が延長された場合には、予定していた売上計上時期も翌期以降に遅れる可能性があり、その結果として当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑷ 人材の確保及び育成のリスク

当社グループは、薬剤師、看護師、臨床検査技師などの有資格者を主に採用し、治験実施の基本であるＧＣＰや標準業務手順書、その他医薬品に関する教育研修を行うなど、ＳＭＯ業務に適した人材の確保及び育成に努めております。しかし、十分な人材の確保ができない場合及び社員教育の不備により人材育成が不十分な場合、ＳＭＯ業務の遂行に支障が生じるだけでなく、医療機関及び治験依頼者または患者様からの信用が損なわれることも考えられ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

⑸ 企業信頼度低下のリスク

当社グループの事業は、疾病の克服や健康の維持増進に貢献するサービス・商品を提供していくものであり、一般的な会社法制の遵守に加え、ＧＣＰ等の遵守など多様な範囲でのコンプライアンスが要求されております。仮にこれら各種ルールのいずれかの遵守状況に疑念が生じた場合等には、製薬企業等主力取引先からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

(6)　治験に起因する被験者の健康被害による損害賠償責任のリスク

治験期間中に治験に起因して被験者に健康被害が生じる場合があります。ＳＭＯ事業は、医療機関の指示により治験の実施に係る業務の一部を受託または代行する立場であり、原則としてこうした健康被害に伴う補償・賠償の範囲外にあると考えられ、治験契約書上もそのように規定されております。ただし、ＳＭＯ事業会社またはその従業員による過失があった場合、医療機関や治験依頼者から被験者の健康被害に関連して責任を追及される可能性は否定できず、場合によっては被験者本人から補償・賠償を求められることも考えられます。また、当社グループのＳＭＯ事業が従事する治験に起因して被験者に重大な健康被害が生じ、さらにそれが訴訟事件や社会問題に発展した場合には、当社グループの責任の有無にかかわらず、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

(7)　被験者等の個人情報漏洩によるリスク

ＳＭＯ事業は、被験者や治験に参加しようとする患者様と直接接触し、医療機関が作成・保存するカルテ、症例報告書、その他の個人情報を記録した多くの書類を取り扱っております。このため、当社グループは、個人情報保護ガイドラインを制定しているほか、被験者等のプライバシーや個人情報の保護に最大限の配慮を払っております。しかし、こうした社内体制が十分に機能せず当社グループより被験者のプライバシーや個人情報が漏洩した場合には、被験者等を始め医療機関や治験依頼者からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

(8)　治験に関する秘密情報の漏洩によるリスク

当社グループは、治験に関する機密情報を厳重に管理するとともに、役員及び従業員に対して在職中、退職後を問わず機密情報を他に開示することを禁じております。しかし、万一当社グループ及びその関係者より機密情報が第三者に流出した場合には、治験依頼者からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

(9)　業務提携等によるリスク

当社グループは、ＳＭＯ事業を主とした医療関連事業の拡大、経営資源の有効活用、企業価値向上を目指して、今後とも他社との業務提携や買収等を行う可能性があります。しかし、新たに業務提携や買収等が実現したとしても、当社グループが期待するような成果が生まれる保証はなく、かえって当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性もあります。

(10) メディカルサポート事業展開によるリスク

当社グループは、クリニックモールを基盤としたメディカルサポート事業の構築を目指し、地域に応じたクリニックモールを展開中であります。しかし、クリニックモールによる事業展開は、資金負担が大きいこと、入居する医療施設等が予定どおりに集まるとは限らないことなど、その将来性は不明確であり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) ㈱ディナベック研究所との関係についてのリスク

新規事業における先端医療分野で、当社グループは㈱ディナベック研究所の研究成果を独占的に継承しており、同研究所との契約は当社グループの経営を大きく左右する契約であると認識しております。従って、この契約が解除、その他の理由に基づく終了及び契約期間満了後に円滑に契約更新がなされなかった場合、または、当社グループにとって不利な契約更新がなされた等の場合には、当社グループの事業戦略や経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 当社グループの事業に必要な特許権に関するリスク

当社グループの事業活動に必要な特許権につきましてはその成立に努力して行く方針ですが、当社グループが出願中の特許が全て成立する保証はなく、また特許出願によって当社グループの権利を確実に保全できる保証はありません。

また、当社グループの特許権について第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありませんが、当社グループとしては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士及び特許事務所を通じた特別調査を実施しております。しかしながら、当社グループのような研究開発型の事業を有する企業にとって、差止請求、損害賠償請求、使用料請求等の知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があり、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社グループの特許権については、㈱ディナベック研究所からの独占的な専用実施権の許諾及び当社グループによる出願により、プラットフォーム技術であるセンダイウイルスベクター及びその実用化技術について、最善を尽くして優位性の確保を図っております。特にセンダイウイルスベクターの基本特許は、既に日本、米国、中国、香港、韓国及びヨーロッパ11カ国で成立しております。また、サル免疫不全ウイルスベクターの実用化技術につきましても、積極的に権利化を図っております。

(13) 製造物責任のリスク

医薬品及びバイオ関連商品の研究開発及び製造販売におきましても、製造物責任賠償のリスクが存在しております。当社グループは、開発したいずれかの商品により消費者などに被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、もしくは販売において商品の安全性に重大な問題が生じた場合には、製造物責任を負うことがあります。また、訴訟の提起により、当社グループの業務及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。もし訴訟の提起等による請求が認められなかった場合にあっても、当社グループの製造物責任による問題が社会的に与える影響により、当社グループ及び当社グループの商品に対する信用が揺らぎ、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

(14) 薬事法によるリスク

当社グループは医薬品の研究開発及び販売を事業の一つとしているため、その事業は薬事法等の規制を受けております。この薬事法は医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保のために規制を行い、医薬品及び医療機器等の研究開発によって保健衛生上の向上を図る法律です。当社グループの開発している医薬品は、まだ上市に至っていませんが、研究開発段階にあってもこの薬事法の規制を受けております。

今後、薬事法の改正等が行われた場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは共同研究開発をグローバルに行っており、今後欧米の各地域において臨床試験を進めるため、各国の薬事法制の規制を受けることとなりますので、これらに大幅な改正等があった場合にも同様のリスクが存在します。

(15) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に関するリスク

当社グループはベクター技術を用いた遺伝子治療用ベクター、遺伝子ワクチン、組換えタンパク質、抗体及び遺伝子操作細胞の生産を行っており、これらの物質は、基礎研究の他、機能未知遺伝子の機能の解析や、創薬のための研究開発、再生医療等に利用されます。ベクターは遺伝子組換え技術により作製され、利用されますが、その際、遺伝子組換え生物の使用における環境面でのリスクに関する、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」による規制を受けております。当社グループは本法律を遵守し、安全性及び環境保護の立場から拡散防止の体制を最大限とっております。この規制法成立の前提となったカルタヘナ条約に将来変更等があった場合には、当社グループの行っている研究開発に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 貸倒れに関するリスク

当社グループは、与信管理に十分留意しておりますが、不測の事態による貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかし、経済環境の悪化または、その他予期せざる事由により、実際の回収不能額が当該見積りを大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。そのような場合には、貸倒費用の増加から当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

(17) 資金調達のリスク

当社グループは、将来、金融システム不安、信用収縮、流動性の低下などの金融情勢の変化により、必要とする十分な資金調達ができない場合、当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 不動産等、固定資産の価値下落のリスク

当社グループは、不動産の賃貸を行っております。将来、不動産市況が悪化した場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、地価及び賃貸価格の下落が生じた場合には、保有する賃貸用の不動産の評価額について減損処理を行う必要が生じる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ディナベック㈱	大日本住友製薬㈱	日本	臨床用iPS細胞作製技術	平成26年９月30日	平成26年９月30日から	特許実施許諾

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、新規事業の先端医療分野において、センダイウイルスベクターの基盤技術・基本特許を活用して、再生医療、遺伝子創薬の研究開発を行っております。

再生医療への取り組みとして、センダイウイルスベクターに iPS細胞作製に関わる４つの山中因子（Oct遺伝子、Sox遺伝子、Klf遺伝子、Myc遺伝子）を搭載したiPS細胞作製キット「CytoTune®-iPS」を開発しましたが、この技術をもとにして臨床用iPS細胞の作製に供するCytoTune®-iPSの開発・製造を行い、本年夏頃から同製品の販売を開始する予定です。さらに、臨床用iPS細胞作製用CytoTune®-iPS等を製造するためのGMPベクター製造設備の建設を進めています。これは近年の再生医療研究の目覚ましい進歩とわが国における「薬事法等の一部を改正する法律」並びに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の制定・施行等を背景に、再生医療の早期実現を目指す製薬企業や研究機関等ユーザーの方々からのGMPベクターを用いた臨床開発をタイムリーに行いたいとの強い要望に応えるものです。またiPS細胞作製技術開発に加えて、当社グループは国立・民間の有力研究機関との共同研究において、iPS細胞由来の治療用分化細胞の作製を行ってきました。今後はそれらの分化細胞の再生医療への応用を進めることが課題です。そのために国内外で再生医療を進める有力機関・研究者との協同体制を構築しています。今後さらに、CPC（Cell Processing Center、臨床用のiPS細胞や分化細胞の培養・加工・保管を受託する施設）を建設します。

遺伝子創薬について、虚血肢遺伝子治療製剤のオーストラリアでの治験開始に向けて準備を進めています。中国では本元正陽有限公司が提出した治験申請が中国食品医薬品監督管理総局より許可審査され、臨床試験の実施体制について協議を開始しています。当社グループは国立感染症研究所と、センダイウイルスベクターを用いたエイズ等感染症ワクチンについて、臨床応用を目指した効果的なワクチンの構築と免疫方法の確立のための共同研究を進めています。本共同研究では、当社グループのもつウイルスベクターのノウハウと国立感染症研究所のもつ多くの感染症に対するワクチンに関する知見を活かし、センダイウイルスベクターを用いたエイズ等感染症ワクチンについて、臨床応用を想定した抗原の選択・エプトープ解析・免疫誘導実験などの基礎研究を実施するとともに、ワクチンプロトコールを確立することを通じて効果的なワクチンの創出に貢献してまいります。網膜色素変性症治療製剤は九州大学病院において、第Ⅰ/Ⅱa相相当臨床研究において５名の患者様に投与され、安全性に問題は生じていません。その結果を踏まえて、医師主導治験の実施に関して準備を進めています。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は166百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たり、重要である会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

この連結財務諸表の作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積り、判断は、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

①繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産を計上しており、その繰延税金資産の回収可能性がないと考えられる金額については、その資産の帳簿価額を調整するため評価性引当額を設定しております。繰延税金資産の評価は将来の課税所得の見積りと税務上の実現可能と見込まれる計画に依拠します。仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

②貸倒引当金

当社グループは、営業債権及び利息を含む金融債権について、顧客の返済能力を考慮し、回収不能額を見積もった上で、貸倒引当金を計上しています。また、特定の顧客について債務の返済が困難であることが明らかになった場合には、債権の担保資産の価格を考慮の上、個別に引当を行います。貸倒引当金の金額に重大な影響を及ぼす状況としては、国内及び主な海外市場の経済状況の悪化や医療関係諸制度の変更に伴い顧客の財政状態が悪化した場合や、債権の担保となっている顧客の資産価値が下落した場合が考えられます。

③投資有価証券

当社グループは、毎期末に投資有価証券の評価の見直しを行っております。

その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）。時価が著しく下落したときは、その回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

また、その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。実質価額が著しく低下したときは、事業計画等によりその回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

④収益認識

ＳＭＯ事業収入は、治験の実態等を鑑み、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は、売上高は4,134百万円（前年同期比3.1％増）、営業損失は772百万円（前年同期は営業損失402百万円）、経常損失は600百万円（前年同期は経常損失322百万円）、当期純損失は606百万円（前年同期は当期純損失294百万円）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3)　経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主要セグメントであるＳＭＯ事業におきましては、今後競争が激化するものと思われます。医薬品業界の新薬開発動向の変化により受注高が増減する場合、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、ＣＲＣを中心とする人材の確保及び育成が不十分な場合、業務の拡大に支障が生じ、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。業績の下期偏重傾向の中で、売上計上時期が翌期にずれ込む場合も経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業として取り組んでおります先端医療分野におきましては、開発動向により、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、その他のリスクにつきましては、「第２　事業の状況　４　事業等のリスク」をご参照ください。

(4)　戦略的現状と見通し

当社グループといたしましては、グループ全体の経営資源の適切な配分とコスト削減へ向けた取組みを推進し、事業の効率化、収益力の向上を図るとともに、先端医療分野という新規事業において収益基盤の構築を進めてまいります。

再生医療・遺伝子創薬の先端医療技術を保有するディナベック㈱によるGMPベクター製造設備の建設を行います。これによりセンダイウイルスベクターの収益化の拡大を図ります。

中核事業であるＳＭＯ事業の顧客となる医薬品業界は、国外における景気停滞の影響及び大型製品の相次ぐ特許切れに加え、各国における財政再建を背景とする医療費抑制策が強化される傾向にあるなか、先進国を中心に成長が鈍化しており、業界の再編・連携の強化など大きな動きの中にあります。国内においては、iPS細胞を用いた技術の実用化に加え、外資系企業を中心にアンメットメディカルニーズの高い疾病領域の開発が進捗しております。そのような業界環境の中で当社グループは、臨床試験におけるＳＭＯの重要性は引き続き高いものと考え、ＳＭＯ事業を基幹事業として強化してまいります。

ＳＭＯ業界においては、製薬企業の開発パイプラインにおけるがん領域などの難疾患の開発品目の増加、さらに国際共同試験が増加しており、治験の効率化及び迅速化などの更なる品質向上とグローバルな競争力が求められ、ＳＭＯ業界でも再編の動きが活発になるものと考えております。このような状況において当社グループは、得意領域である生活習慣病領域に加え、高齢者疾患、中枢神経やがん領域など疾病領域に対応できる高度専門性を有する医療機関との提携拡大強化に継続的に努めてまいります。さらに国際共同試験への対応のため、ＳＭＯ事業において財産である人材につきましては、独自の研修制度を設けることで教育の充実を図ってまいります。

また、アジア・オセアニア地域における臨床研究／臨床試験に関わる企業との強固なアライアンスによるハイブリッドサービス（※）の構築など新たなビジネスモデルの創出を目指しております。

※ハイブリッドサービス

① 日本国内市場では、当社グループの基盤であるＳＭＯ事業を中心とした臨床研究／臨床試験の促進につき高品質な支援を提供するサービス。

② グローバル市場（特に、アジア・オセアニア地域）では、各種業務提携を通じ、ＳＭＯノウハウを各国法令等に準拠した形でＣＲＯ業務と併せて製薬企業及び医療機関に提供するサービス。

(5)　当連結会計年度末の財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末より810百万円増加し、6,839百万円となりました。これは販売用不動産、投資有価証券が増加し、貸倒引当金が減少したことが主な原因となっております。

負債につきましては、前連結会計年度末より684百万円増加し、2,226百万円となりました。これは短期借入金、長期借入金が増加したことが主な原因となっております。

純資産につきましては、前連結会計年度末より126百万円増加し、4,613百万円となりました。これは新株予約権の行使により資本金、資本準備金が増加したことが主な原因となっております。

(6)　資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(7)　経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年の医薬品業界の統合、ＳＭＯ企業の競争激化などの動向に鑑みますと、その変化はめまぐるしく、迅速かつ柔軟な対応が要求されます。

よって、当社グループは、ＳＭＯ事業を中核とした事業構成であることに変わりはありませんが、今後再生医療、遺伝子創薬等先端医療事業分野への注力等、グループとして新たな可能性を追求してまいります。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、207百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の金額には、有形固定資産及び無形固定資産を含めております。

(1) ＳＭＯ事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、建物付属設備及びソフトウエア仮勘定を中心とする、総額46百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) メディカルサポート事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、建物付属設備及び工具器具備品を中心とする、総額112百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 新規事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、建物を中心とする、総額５百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) その他

当連結会計年度の主な設備投資等は、ソフトウェアを中心とする、総額４百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(5) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資等は、建物付属設備及び車輌運搬具を中心とする、総額38百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	車両運搬具	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	－	本社機能	35	14	15	65	23(5)

(注) １ 現在休止中の主要な設備はありません。
２ 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
３ 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に平均人員を外数で記載しております。

(2) 子会社

平成27年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	車両 運搬具	その他	合計	
㈱アイロム メディック	品川クリニック モール等（注）３ (東京都品川区)	メディカル サポート事業	クリニック モール等	135	－	33	169	1(－)
㈱アイロム	本社 (東京都千代田区) 他４営業所（注）４	ＳＭＯ事業	事務所、 病院	22	9	46	79	245(38)
ディナベック㈱	本社 (茨城県つくば市)	新規事業	事務所、 研究所	52	－	3	55	13(3)

(注) １ 現在休止中の主要な設備はありません。
２ 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
３ 連結会社以外への賃貸設備であります。
４ 連結子会社（一社）ＩＣＲへ一部賃貸しております。
５ 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に平均人員を外数で記載しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ディナ ベック㈱	茨城県 つくば市	新規事業	GMP ベクター 製造施設	500	－	増資資金 (注)２	平成27年 ７月	平成28年 ６月	GMP基準による ベクター 製造能力 取得

(注) １ 上記金額に消費税等は含まれておりません。
２ 第６回新株予約権の行使によるものであります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,281,680
計	37,281,680

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年６月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,623,665	10,623,665	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は 100株であります。
計	10,623,665	10,623,665	－	－

(注)　提出日現在の発行数には、平成27年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第４回新株予約権　(平成21年６月26日定時株主総会特別決議)

	事業年度末現在 (平成27年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年５月31日)
新株予約権の数　(個)　(注) ２	2,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数　(株)　(注)１、２	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (注)１、２	１株当たり 600円	同左
新株予約権の行使期間	自　平成21年９月１日 至　平成31年７月31日 (但し、優遇税制を受ける場合) 自　平成23年９月１日 至　平成31年７月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　(注)１、３	発行価格　　600円 資本組入額　300円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)５	同左

(注)　１　平成25年５月28日開催の取締役会決議により平成25年10月１日付で１株を10株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２　当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うこととします。

３　当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

4　新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1)　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問の地位を保有していることを要することとします。ただし、任期満了による退任、その他当社が認める正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

(2)　新株予約権の割当を受けた当社及び当社関係会社の取引先は、権利行使時においても当社及び当社関係会社と取引先との取引関係が、新株予約権付与時と同一またはより良好な状態で中断することなく継続していることを要することとします。ただし、当社と競合関係にある他の会社の子会社となった場合もしくは当該他の会社の傘下会社となった場合は、権利を喪失するものとします。

(3)　その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

5　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当社組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

(1)　合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2)　吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利の全部または一部を承継する株式会社

(3)　新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4)　株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5)　株式移転

株式移転により設立する株式会社

第５回新株予約権　（平成25年６月27日定時株主総会特別決議）

	事業年度末現在 （平成27年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年５月31日）
新株予約権の数（個）　（注）２	6,570	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１、２	65,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）１、２	１株当たり 808円	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年９月14日 至　平成34年９月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注）１、３	発行価格　　808円 資本組入額　404円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１　平成25年５月28日開催の取締役会決議により平成25年10月１日付で１株を10株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２　新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は１株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）３(2)①を準用します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

３　(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げます。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入します。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を保有していることを要します。ただし、任期満了による退任その他、当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。

5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それ

ぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）３で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げます。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項
上記（注）５に準じて決定します。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）４に準じて決定します。

第６回新株予約権　（平成27年１月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成27年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年５月31日）
新株予約権の数（個）（注）２	16,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）２	1,680,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）２	１株当たり 2,420円	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年１月30日 至　平成29年１月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　（注）３	（注）４	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１　当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であり、本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てるものとし、その特質は以下のとおりであります。

(1) 下記（注）１(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいいます。

(2) 使価額は 2,500円（但し、（注）３(1)②による調整を受けます。）（以下「下限行使価額」といいます。）を下回らないものとします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

(3) 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの取決めはありません。

２　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）３(2)①を準用します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

３　(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げます。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入します。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価及び資本組入額は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、株式の数で除した額とします。但し、上記（注）１(1)、(2)並びに（注）２によって調整が行われることがあります。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり2,645 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日

に、本新株予約権１個当たり2,645 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

6　組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）３で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げます。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注）５に準じて決定します。

第７回新株予約権　（平成27年１月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成27年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年５月31日）
新株予約権の数（個）（注）1	4,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	400,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）1	１株当たり 2,420円	同左
新株予約権の行使期間	自　平成27年１月30日 至　平成29年１月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　（注）2	発行価格　　2,479円 資本組入額　1,240円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）２(2)①を準用します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

２　(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ｉ　行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入します。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利行使の条件は、以下(1)及び(2)に掲げる全ての条件に合致するものとし、(3)又は(4)に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができるものとします。

(1) 新株予約権者は、平成 27 年１月 30 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも4,500 円を超えた場合にのみ、（但し、「２(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,500 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとします。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することはできません。

(4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができません。

4 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権１個当たり5,905円の価額で新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定します。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）２で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げます。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
(8) 新株予約権の取得条項
上記（注）４に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第６回新株予約権　（平成27年１月14日取締役会決議）

	第４四半期会計期間 （平成27年１月１日から 平成27年３月31日まで）	第18期 （平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の数　（個）	4,200	4,200
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	420,000	420,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	1,640	1,640
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	700	700
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の数の累計（個）	－	4,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る累計の交付株式数（株）	－	420,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る累計の平均行使価額等（円）	－	1,640
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る累計の資金調達額（百万円）	－	700

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成25年10月１日(注)１	－	935,142	△3,599	2,687	△7,577	－
平成25年10月１日(注)２	8,416,278	9,351,420	－	2,687	－	－
平成26年１月１日(注)３	852,245	10,203,665	－	2,687	646	646
平成26年４月１日～ 平成27年３月31日(注)４	420,000	10,623,665	350	3,037	350	996

(注) １　会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
２　平成25年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、１株につき10株の割合をもって分割いたしました。
３　株式交換の実施に伴う新株発行による増加であります。
発行価格　　758円
資本組入額　646百万円
(交換比率１：0.95)
４　新株予約権の権利行使による増加であります。
５　平成27年４月１日から平成27年５月31日までの間に、新株予約権の行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成27年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	18	29	106	29	16	14,488	14,686	－
所有株式数(単元)	－	5,827	3,148	1,345	910	12	92,105	103,347	288,965
所有株式数の割合(%)	－	5.64	3.05	1.30	0.88	0.01	89.12	100.00	－

(注) １　自己株式11,215株は、「個人その他」に112単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。
２　上記「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が30株含まれております。
３　株主数は、単元未満株式のみを所有する株主の人数を含めております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森　豊隆	東京都港区	4,754,250	44.75
森　利恵	東京都港区	825,000	7.77
日本証券金融株式会社	東京都日本橋茅場町１－２-10	213,300	2.01
長谷川　護	東京都中野区	194,251	1.83
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内１－９－１	91,090	0.86
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１－６－１	83,300	0.78
森　龍介	東京都港区	75,000	0.71
神林　忠弘	新潟市中央区	71,000	0.67
吉田　靖史	東京都葛飾区	64,200	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	東京都中央区晴海１－８－11	59,000	0.56
計	－	6,430,391	60.53

（注）上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）59,000 株

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成27年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　11,200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　10,323,500	103,235	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式　288,965	－	－
発行済株式総数	10,623,665	－	－
総株主の議決権	－	103,235	－

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が30株含まれております。

②【自己株式等】

平成27年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） (株)アイロムホールディングス	東京都千代田区富士見二丁目14番37号	11,200	－	11,200	0.1
計	－	11,200	－	11,200	0.1

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法の規定に基づき、平成21年６月26日開催の定時株主総会、平成25年６月27日開催の定時株主総会及び平成27年１月14日の取締役会においてそれぞれ決議されたものであります。

①新株予約権

第４回新株予約権　（平成21年６月26日定時株主総会特別決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年６月26日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役　36名 当社並びに当社子会社の監査役　３名 当社並びに当社子会社の執行役員　８名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第５回新株予約権　（平成25年６月27日定時株主総会特別決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役　14名 当社並びに当社子会社の監査役　３名 当社並びに当社子会社の従業員　55名 社外協力者　１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第７回新株予約権　（平成27年１月14日取締役会決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年１月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　２名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

２　【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

(1)　【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)　【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)　【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第７号に該当する取得

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	4,800	7
当期間における取得自己株式	40	0

（注）　当期間における取得自己株式には、平成27年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元株未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)　【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）
引き取る者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
償却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－		－
その他（―）	－	－	－	
保有自己株式数	11,215	－	11,255	－

（注）　当期間における取得自己株式には、平成27年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元株未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

３　【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本に、業績と、企業体質強化及び今後の成長に向けた留保とを総合的に勘案した上で利益配分を決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、財政状態を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきましたが、一刻も早く復配を実現し株主の皆様のご支援にお答えしたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

４　【株価の推移】

(1)　【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成23年３月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月
最高(円)	3,300	5,220	8,530	17,500 ※1,510	3,045
最低(円)	1,480	1,980	1,945	5,300 ※720	639

(注)　１　株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
　　２　※印は、株式分割（平成25年10月１日、１株→10株）による権利落後の株価であります。

(2)　【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年１月	２月	３月
最高(円)	1,800	2,368	3,045	2,522	1,935	1,955
最低(円)	915	1,445	1,959	1,836	1,638	1,489

(注)　株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

５　【役員の状況】

男性10名　女性１名　（役員のうち女性の比率９％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
代表取締役社長		森　豊隆	昭和33年12月21日	昭和59年４月 平成元年４月 平成９年４月 平成14年３月 平成15年８月 平成16年７月 平成19年４月 平成21年２月 平成23年６月 平成24年６月 平成24年11月 平成26年６月	バイエル薬品㈱入社 グレラン製薬㈱(現あすか製薬㈱)入社 当社設立 代表取締役社長 ㈱アイロムメディック設立 代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 当社代表取締役会長兼社長 代表取締役会長 最高顧問 ㈱アイロム代表取締役会長 当社代表取締役社長（現任） ㈱アイロム代表取締役社長（現任） ディナベック㈱(現㈱ＩＤファーマ)代表取締役会長（現任）	(注)３	4,754,250
取締役	経営統括本部担当	犬飼　広明	昭和41年５月19日	平成元年４月 平成22年６月 平成22年11月 平成24年１月 平成24年３月 平成24年６月 平成24年６月 平成24年10月 平成25年６月 平成25年11月 平成27年６月	西松建設㈱入社 ㈱アイロム入社 当社入社 経営企画部長 執行役員経理部長 執行役員経理部長兼経営企画部長 取締役経理部担当 ㈱アイロムメディック取締役 当社取締役副社長経理部担当 ㈱アイロムメディック代表取締役社長（現任） 当社取締役副社長経営統括本部担当 当社取締役経営統括本部担当（現任）	(注)３	－
取締役	管理本部担当	松島　正明	昭和39年12月23日	昭和63年４月 平成７年12月 平成10年２月 平成12年５月 平成18年10月 平成20年３月 平成21年６月 平成23年６月 平成24年11月 平成25年６月 平成27年６月	グレラン製薬㈱（現あすか製薬㈱）入社 菱洋エレクトロ㈱入社 当社入社 取締役セキュリティホールディング部門部門長 常務取締役経理統括部兼財務統括部担当役員 常務取締役管理部管掌役員 当社監査役 ㈱アイロム監査役 同社代表取締役社長 同社代表取締役副社長（現任） 当社取締役副社長管理本部担当 当社取締役管理本部担当（現任）	(注)３	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
取締役		加藤　親明	昭和35年１月１日	昭和58年４月 平成17年３月 平成17年４月 平成17年12月 平成22年10月 平成22年11月 平成22年12月 平成23年７月 平成24年10月 平成25年２月 平成25年６月 平成25年８月	武田薬品工業㈱入社 ㈱ウッズスタッフ（現アポプラスステーション㈱）入社 同社取締役 同社代表取締役 顧問 アイロム製薬㈱執行役員 同社取締役 同社執行役員 当社執行役員 ㈱アイロム執行役員 同社取締役 当社取締役（現任） ㈱アイロム専務取締役（現任）	（注）３	―
取締役	社長室担当	谷田　洋平	昭和36年11月12日	昭和61年４月 平成10年７月 平成16年４月 平成16年６月 平成18年４月 平成18年６月 平成20年４月 平成20年６月 平成26年３月 平成26年６月	千代田化工建設㈱入社 中外製薬㈱入社 ㈱日本海水入社 同社取締役 ㈱カイオム・バイオサイエンス入社 同社取締役 ディナベック㈱（現㈱ＩＤファーマ）入社 同社取締役 当社入社　執行役員社長室長 取締役社長室担当（現任）	（注）３	13,157
取締役		角台　利和	昭和17年９月２日	昭和40年４月 平成６年６月 平成９年６月 平成10年６月 平成12年６月 平成14年６月 平成15年７月 平成18年８月 平成21年６月 平成22年６月	東京海上火災保険㈱（現東京海上日動火災保険㈱）入社 同社取締役神奈川本部長 同社常務取締役 同社常務取締役中国・四国本部長 同社専務取締役企業営業統括本部長 ㈱トウカイコーポレーション（現東京海上日動あんしんコンサルティング㈱）取締役社長 東京海上日動保険サービス㈱（現東京海上日動あんしんコンサルティング㈱）取締役社長 東京海上日動サミュエル㈱顧問 同社退社 当社取締役（現任）	（注）３	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
取締役		永井　美之	昭和14年８月18日	昭和45年４月 昭和59年２月 平成５年４月 平成10年６月 平成13年４月 平成17年７月 平成27年４月 平成27年６月	名古屋大学医学部助手 同大学医学部教授 東京大学医科学研究所教授 国立感染症研究所エイズ研究センター長 富山県衛生研究所長 理化学研究所感染症研究ネットワーク支援（推進）センター長 理化学研究所研究顧問（現任） 当社取締役(現任)	(注) 3	2,000
取締役		伊藤　尚子	昭和19年３月６日	平成７年１月 平成７年４月 平成11年６月 平成13年４月 平成13年４月 平成15年４月 平成15年４月 平成17年４月 平成21年５月 平成26年４月 平成27年６月	（社）日本躾の会（現（一社）日本躾の会）会長（現任） 総理府青少年問題審議会委員 フィリピン大統領府子供財団名誉理事 国立教育政策研究所生涯学習調査研究委員 日本会議日本の女性会代表委員（現任） NPO法人日本黄色い羽根協会理事長 NPO法人「近くの田舎」子供の科学意識を育てる会副会長 NPO法人「上手に医療」理事（現任） （社）スコーレ家庭教育振興協会（現（公社）スコーレ家庭教育振興協会）（文部科学省所轄）理事（現任） （社）統合医療会長（現任） 当社取締役(現任)	(注) 3	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)		佐々木　秀次	昭和26年５月31日	昭和51年11月 昭和58年６月 平成５年７月 平成11年７月 平成12年４月 平成18年９月 平成22年６月	プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 青山監査法人入所 青山監査法人社員 青山監査法人代表社員 プライス・ウォーターハウスパートナー 中央青山監査法人代表社員 プライスウォーターハウスクーパースパートナー あらた監査法人代表社員 プライスウォーターハウスクーパースパートナー 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	－
監査役		尾田　友志	昭和37年７月27日	昭和60年４月 昭和62年12月 平成13年７月 平成18年７月 平成22年６月	㈱日本エル・シー・エー入社 青山監査法人入所 中央青山監査法人ディレクター マネジメントテクノロジーズ(同)設立代表社員(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	－
監査役		森住　恵二	昭和38年11月６日	昭和61年９月 平成４年１月 平成７年２月 平成11年９月 平成16年７月 平成24年６月	青山監査法人入所 プライス・ウォーターハウスロンドン事務所駐在 青山監査法人金融部マネージャー 青山監査法人社員 森住公認会計士事務所設立(現任) 当社監査役(現任)	(注) 5	－
計							4,775,407

(注) 1　取締役角台利和、永井美之及び伊藤尚子は、社外取締役であります。
2　監査役佐々木秀次、尾田友志及び森住恵二は、社外監査役であります。
3　平成27年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から１年間。
4　平成26年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。
5　平成24年６月28日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。
6　当社は、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
渡辺　潔	昭和33年４月12日	昭和56年４月 平成17年１月 平成17年４月 平成19年10月 平成23年６月 平成24年６月 平成25年６月	㈱太陽神戸銀行（現㈱三井住友銀行）入行 当社入社 執行役員管理本部長 アイロム製薬㈱監査役 当社取締役財経本部担当 取締役財務部担当 専務執行役員財務部長（現任）	(注)	100

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

①企業統治の体制

当社は、あらゆる機会、方法を利用した情報発信等により、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を尊重した経営を推進しております。それにより、当社グループの信頼性向上に繋がり、株主価値を高められると考え、十分な企業統治の体制の構築に注力しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化、充実に取り組んでおり、具体的には、適時適切な情報開示による経営の透明性の確保及び社外役員の積極的な導入によるガバナンス体制の強化を図っております。

イ　取締役会・役員体制

取締役会は、社外取締役３名を含む８名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として月１回開催される定時取締役会において、重要事項の進捗について分析・検討等を行う他、重要案件が生じた場合には臨時取締役会を開催し、同案件の法令・定款に対する適正性及び開示の必要性の有無を迅速に判断する等、透明性の高い経営に向けた体制を整備しております。

ロ　監査役会・監査役

監査役会は、社外監査役３名で構成されております。会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査方針、監査計画などを決定し、監査役会での協議を実施しております。また、監査役が取締役会に出席し、各社外監査役の見地から議案、審議等について論点及び疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べ、助言することを通じて、取締役の職務執行状況の監査を徹底させております。

ハ　コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、グループ全体に対する情報伝達、教育・啓蒙活動を実施するため、設置される任意の組織であります。なお、平成22年８月より内部通報制度の社内窓口を内部監査室とし、さらに取引先等も通報できる仕組みとして、法律事務所を外部窓口とする外部通報制度を導入し、運用しております。

ニ　当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の透明性の確保及び監視機能の強化を図るため、上記に記載したコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

ホ　内部統制の整備の状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1)当社は、株主の皆様や取引先、地域社会、職員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、平成18年12月に倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインを制定・施行いたしました。さらに平成23年３月に倫理綱領及び倫理行動規範を改定いたしました。

(2)当社は、役員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の更なる強化に努めております。具体的には、社外取締役及び社外監査役を招聘するとともに、「コンプライアンス委員会」及び「通報制度」等を設けております。

また、株主・投資家の皆様に対して、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役は、その職務の執行に係る文書（株主総会議事録または取締役会議事録等）その他の重要な文書（電磁的記録を含む）を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、かつ管理しております。

(2)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制となっております。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、リスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程を整備しております。不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大の防止・改善策などのリスク管理体制を構築しております。

(2)当社は、社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置しております。定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を実施しております。

(3)内部監査室は、監査時に法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見されたその内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役及び社長に報告される体制を構築しております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、定例の取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

(2)当社は、取締役に事前に資料を配布して、取締役会に先立ち十分な準備ができるよう努めております。

５．使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、平成23年３月、職員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理綱領・倫理行動規範を改定しております。

(2)当社は、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員長は、コンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、職員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて職員に対し、コンプライアンスのさらなる周知徹底を図っております。

(3)当社は、当社及び当社グループ会社役職員による企業コンプライアンス(一般法令や弊社の行動規範）に反する行為を早期に発見し是正するため、平成22年８月に通報者を外部者（当社及び当社グループ会社のお取引先等）に拡大した外部通報制度を再構築いたしました。

６．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社グループ会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、社長室、経営統括本部及び管理本部の各担当部署が当社規程に基づいて管理しております。内部監査室が監査を実施しております。

(2)社長室、経営統括本部、管理本部、内部監査室の各担当部署は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当取締役がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び社長に報告する体制を構築し、これを推進しております。

７．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する職員を置くことを求めた場合には、当該職員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

８．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき職員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

(2)監査役の職務を補助すべき職員は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を尊重するものといたします。。

９．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)役職員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

(2)前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。

a．当社の内部統制の構築に関わる部門の活動状況

b．当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況

c．当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

d．業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

e．通報制度の運用及び通報の内容

f．監査役から要求された契約書類、社内稟議書類の内容

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、当社の監査体制と内部統制の体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、取締役会の他、グループ各社の重要会議に出席し、定期的に意見の交換を行っております。

(2)監査役は、内部監査室と定期的に会合し、業務の実施状況、リスク改善状況の確認、新たなリスクの可能性並びにその対策等について相互に情報を開示し、検討しております。

(3)監査役は、会計監査人及び内部監査室と内部統制の監査状況、リスク評価の状況及び監査重点項目について、意見交換を実施して緊密な連携を図っております。

(4)役職員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を充分に尊重しております。

へ　リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。また、当社グループの主要事業のＳＭＯ事業においては、様々なリスクを未然に防止するため、業務の内容を確認し、決定する臨床試験運営委員会を設置し、治験におけるリスク管理体制の整備及びコンプライアンス体制の強化を図っております。

ト　社外取締役、社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、平成23年３月期より、社外取締役及び社外監査役と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法が定める最低責任限度額としております。

②内部監査及び監査役監査

内部監査室は、代表取締役直属の１名で構成されております。監査範囲、監査計画等を決定し、監査の実施、報告、フォローアップ監査等を代表取締役に報告しております。全ての業務活動が諸規程、統制ルールに基づいて適正かつ合理的に遂行されているか否か、業務内容が経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているか否かを検証し、問題点の把握と業務の改善・能率の向上への提言を目指しております。

監査役会は、社外監査役３名（内２名は公認会計士）で構成されております。監査方針、監査計画などを決定し、監査役会での協議を実施しております。また、監査役が取締役会に出席し、各社外監査役の見地から議案、審議等について論点及び疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べ、助言することを通じて、取締役の職務執行状況の監査を徹底させております。

監査役、内部監査室及び経理部は、内部統制の整備・運用状況、業務の実施状況、リスク改善状況の確認、新たなリスクの可能性並びにその対策等について相互に情報を開示し、検討しております。

③社外取締役及び社外監査役

当社は、平成27年６月29日の当社第18回定時株主総会の選任決議可決をもって社外取締役３名、社外監査役３名の体制となっております。

社外取締役は、長年、企業経営に携わり経営の専門知識の保有者、長年の感染症研究により培われた疾患・治療に関わる高度な専門性の保有者、国の政策や戦略策定に関わる深い専門性と見識の保有者をそれぞれ招聘し、より広い視野に基づいた助言並びに経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制を構築しております。

社外監査役は、公認会計士、経営コンサルタントをそれぞれ招聘し、長年の専門家として培われた見識に基づき、経営監視をしております。常勤監査役は、取締役会に出席し、業務執行において重要な情報を共有することで、意見を述べることができる体制となっております。

また、社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はありませんが、㈱東京証券取引所の基準に従いながら個別に選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係は以下の通りであります。

社外取締役角台利和と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が当社社外取締役就任前に所属していた東京海上日動サミュエル㈱と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役永井美之と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が当社社外取締役就任前に所属していた理化学研究所感染症研究ネットワーク支援センターおよび理化学研究所と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役伊藤尚子と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が所属しているＮＰＯ法人上手に医療、（公社）スコーレ家庭教育振興協会及び、（社）統合医療と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役佐々木秀次と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が当社社外監査役就任前に所属していたあらた監査法人と当社は監査契約を締結しておりますが、他に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役尾田友志と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が所属しているマネジメントテクノロジーズ(同)と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役森住恵二と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が所属している森住公認会計士事務所と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

④役員の報酬等

役員報酬の内容

イ　取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金
取締役 (社外取締役を除く。)	5 人	33 百万円	22 百万円	10 百万円	－ 百万円	－ 百万円
監査役 (社外監査役を除く。)	－ 人	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
社外役員	4 人	25 百万円	25 百万円	0 百万円	－ 百万円	－ 百万円

ロ　提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ　役員の報酬等の額の決定に関する方針

該当事項はありません。

⑤株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下の通りです。

イ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数　　７銘柄

貸借対照表計上額の合計額　　362百万円

ロ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

銘　　柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
IDT Australia limited	12,460,000	355	取引関係の維持、強化のため

（当事業年度）

銘　　柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
IDT Australia limited	15,793,001	312	取引関係の維持、強化のため

ハ　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥会計監査の状況

当社は、会計監査をあらた監査法人に依頼しております。定期的な監査のほか、会計及び内部統制上の課題については、随時確認を行っております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、監査役を中心に、必要に応じて情報交換を行いその結果を指摘対象部門等に通知して、経理部が改善活動の指導助言及び達成状況の管理を実施することにより、会計処理及び統制体制の整備運用状況の適正化に努めております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、大塚啓一氏及び戸田栄氏の２名であり、あらた監査法人に所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、その他５名であります。継続監査年数が７年以内のため監査年数の記載は省略しております。

⑦取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ　中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑧取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)　【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区　　分	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	29	－	29	－
連結子会社	－	6	－	－
合計	29	6	29	－

②【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計情報の取得に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当連結会計年度 （平成27年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,592	1,595
売掛金	647	794
商品及び製品	261	2
仕掛品	404	447
販売用不動産	－	351
前渡金	146	146
繰延税金資産	45	62
短期貸付金	204	235
その他	294	242
貸倒引当金	△23	△11
流動資産合計	3,572	3,867
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	658	779
減価償却累計額	△315	△388
建物及び構築物（純額）	342	391
土地	132	132
その他	194	230
減価償却累計額	△118	△121
その他（純額）	75	109
有形固定資産合計	550	633
無形固定資産		
のれん	484	529
その他	113	333
無形固定資産合計	597	863
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 562	※1 722
長期貸付金	733	116
繰延税金資産	10	－
長期未収入金	300	210
差入保証金	527	639
その他	46	67
貸倒引当金	△872	△280
投資その他の資産合計	1,307	1,475
固定資産合計	2,456	2,972
資産合計	6,029	6,839

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当連結会計年度 （平成27年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	49	60
短期借入金	－	290
1年内返済予定の長期借入金	12	74
未払法人税等	14	15
前受金	508	461
預り金	221	247
その他	197	307
流動負債合計	1,003	1,457
固定負債		
長期借入金	44	194
預り保証金	316	316
繰延税金負債	53	16
資産除去債務	121	160
その他	3	81
固定負債合計	539	769
負債合計	1,542	2,226
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,687	3,037
資本剰余金	646	996
利益剰余金	1,026	420
自己株式	△6	△14
株主資本合計	4,353	4,439
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	60	△3
為替換算調整勘定	15	10
その他の包括利益累計額合計	76	7
新株予約権	16	99
少数株主持分	40	67
純資産合計	4,486	4,613
負債純資産合計	6,029	6,839

②【連結損益及び包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
売上高	4,011	4,134
売上原価	2,941	3,305
売上総利益	1,070	829
販売費及び一般管理費		
役員報酬	240	290
給料手当及び賞与	290	308
貸倒引当金繰入額	262	△62
賃借料	76	208
支払手数料	218	169
その他	※1　382	※1　687
販売費及び一般管理費合計	1,472	1,601
営業損失（△）	△402	△772
営業外収益		
業務受託料	―	31
受取利息	40	15
貸倒引当金戻入額	65	35
持分法による投資利益	―	71
その他	32	38
営業外収益合計	138	191
営業外費用		
支払利息	0	4
為替差損	55	―
その他	2	15
営業外費用合計	58	19
経常損失（△）	△322	△600
特別利益		
固定資産売却益	※2　46	※2　1
関係会社株式売却益	―	3
新株予約権戻入益	5	1
その他	4	0
特別利益合計	56	7
特別損失		
段階取得に係る差損	63	―
固定資産売却損	※3　0	※3　1
固定資産除却損	※4　2	※4　7
その他	1	―
特別損失合計	67	9
税金等調整前当期純損失（△）	△334	△602

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
法人税、住民税及び事業税	19	4
法人税等調整額	△57	△5
法人税等合計	△38	△1
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△296	△600
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△1	5
当期純損失（△）	△294	△606
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△1	5
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△296	△600
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	60	△63
為替換算調整勘定	16	△4
その他の包括利益合計	※5　77	※5　△68
包括利益	△218	△669
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△217	△675
少数株主に係る包括利益	△1	5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,286	7,577	△9,855	－	4,008
当期変動額					
株式交換による増加		646			646
資本金から剰余金への振替	△3,599	3,599			－
欠損填補		△11,176	11,176		－
当期純損失（△）			△294		△294
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△3,599	△6,931	10,881	△6	344
当期末残高	2,687	646	1,026	△6	4,353

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	－	△0	△0	13	－	4,021
当期変動額						
株式交換による増加						646
資本金から剰余金への振替						－
欠損填補						－
当期純損失（△）						△294
自己株式の取得						△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60	16	77	3	40	121
当期変動額合計	60	16	77	3	40	465
当期末残高	60	15	76	16	40	4,486

当連結会計年度(自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,687	646	1,026	△6	4,353
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	350	350			700
当期純損失（△）			△606		△606
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	350	350	△606	△7	86
当期末残高	3,037	996	420	△14	4,439

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	60	15	76	16	40	4,486
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						700
当期純損失（△）						△606
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						0
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63	△4	△68	82	26	40
当期変動額合計	△63	△4	△68	82	26	126
当期末残高	△3	10	7	99	67	4,613

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△334	△602
減価償却費	76	115
貸倒引当金の増減額（△は減少）	189	△182
受取利息及び受取配当金	△42	△20
売上債権の増減額（△は増加）	475	△128
たな卸資産の増減額（△は増加）	△33	△96
仕入債務の増減額（△は減少）	△44	11
前受金の増減額（△は減少）	△11	△100
未払金の増減額（△は減少）	△63	△55
その他	△163	233
小計	48	△825
利息及び配当金の受取額	41	11
利息の支払額	△0	△5
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△135	33
営業活動によるキャッシュ・フロー	△45	△785
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	408	1
無形固定資産の取得による支出	△89	△11
投資有価証券の取得による支出	△365	△287
貸付けによる支出	△570	△155
貸付金の回収による収入	381	347
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△65	△32
差入保証金の差入による支出	△111	△113
差入保証金の回収による収入	18	1
その他	△27	△220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△421	△471
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	－	688
長期借入れによる収入	－	250
社債の発行による収入	－	500
社債の償還による支出	－	△500
自己株式の取得による支出	△6	△7
短期借入金の純増減額（△は減少）	△3	290
長期借入金の返済による支出	△3	△37
その他	39	58
財務活動によるキャッシュ・フロー	26	1,242
現金及び現金同等物に係る換算差額	△38	16
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△477	1
現金及び現金同等物の期首残高	1,922	1,592
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	－	1
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	147	－
現金及び現金同等物の期末残高	※1　1,592	※1　1,595

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　18社（前連結会計年度　14社）

主要な連結子会社の名称

㈱アイロム、㈱アイロムメディック、㈱シニアライフプラン、㈱アスボメディコ、㈱イン、㈱アイクロス、Healthy Clinical Research Pty Ltd、㈲クリニカルサポート、㈱ＳＯＡピリカ、ジーンメディカル㈱、ＭＣフィールズ㈱、ディナベック㈱、㈱アイクロスジャパン、㈲エクセル、(同)まちづくりサポート、I'ROM FRANCE SARL、(一社)ＩＣＲ、㈱アスボ

このうち、㈲エクセルは株式の取得、(同)まちづくりサポート、I'ROM FRANCE SARL及び㈱アスボは新規設立、(一社)ＩＣＲは基金拠出金の引き受けにより、当連結会計年度から連結の範囲に含める事とし、㈱ウイング湘南は当期に清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数　　1社

持分法を適用した関連会社の名称　　CJ PARTNERS㈱

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱I&L Anti-Aging Management、㈲アイロムシステムサポート

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Healthy Clinical Research Pty Ltdの決算日は６月30日、(一社)ＩＣＲの決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

a.仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

b.商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

c.製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

d.販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　４～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

ＳＭＯ事業収入は、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。なお、治験症例組入前の業務と治験症例組入後の業務とが区分されている契約については、治験症例単位ごとにそれぞれの業務終了に基づく検収基準によりＳＭＯ事業収入を計上しております。

(5) 連結キャシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、５年から20年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（企業結合に関する会計基準等）

・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）
・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）
・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成25年９月13日）
・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成25年９月13日）

（１）概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

（２）適用予定日

平成28年３月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年３月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

・「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）

（１）概要

平成26年１月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応及び平成25年９月に改正された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」への対応が行われています。

（２）適用予定日

平成28年３月期の期首より適用予定です。

（３）当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「１年内返済予定の長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

この結果、前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に表示しておりました210百万円は、「１年内返済予定の長期借入金」12百万円、「その他」197百万円として組み替えております。

（連結損益及び包括利益計算書）

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」及び「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

この結果、前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に表示しておりました９百万円は、「新株予約権戻入益」５百万円、「その他」４百万円として、「特別損失」の「その他」に表示しておりました１百万円は、「固定資産売却損」０百万円、「その他」１百万円として、組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当連結会計年度 （平成27年３月31日）
投資有価証券	24　百万円	1　百万円

（連結損益及び包括利益計算書関係）

※１　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
－　百万円	166　百万円

※２　固定資産売却益

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
建物及び構築物	19　百万円	－　百万円
土地	26　百万円	－　百万円
車両運搬具	－　百万円	1　百万円
工具、器具及び備品	－　百万円	0　百万円
合計	46　百万円	1　百万円

※３　固定資産売却損

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
車両運搬具	0　百万円	1　百万円

※４　固定資産除却損

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
建物及び構築物	2　百万円	7　百万円
工具、器具及び備品	0　百万円	0　百万円
合計	2　百万円	7　百万円

※５　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	93　百万円	△96　百万円
組替調整額	－　百万円	－　百万円
税効果調整前	93　百万円	△96　百万円
税効果額	32　百万円	△32　百万円
その他有価証券評価差額金	60　百万円	△63　百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	16　百万円	△4　百万円
組替調整額	－　百万円	－　百万円
税効果調整前	16　百万円	△4　百万円
税効果額	－　百万円	－　百万円
為替換算調整勘定	16　百万円	△4　百万円
その他の包括利益合計	77　百万円	△68　百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	935,142	9,268,523	－	10,203,665

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式１株につき10株の株式分割による増加　8,416,278株

ディナベック㈱との株式交換に伴う割当による増加　852,245株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	－	6,675	－	6,675

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加　6,675株

３．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	8
	第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	7

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,203,665	420,000	－	10,623,665

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

行使価額修正条項付第６回新株予約権の権利行使による増加　420,000株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,675	4,800	260	11,215

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加　4,800株

単元未満株式の買増請求による減少　260株

３．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	7
	第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	23
	第６回新株予約権	普通株式	－	2,100,000	420,000	1,680,000	44
	第７回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	23

（注）　１　目的となる株式の数の変動事由の概要
第６回新株予約権の増加は、発行によるものであります。
第６回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。
２　第５回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
現金及び預金勘定	1,592　百万円	1,595　百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	－　百万円	－　百万円
現金及び現金同等物	1,592　百万円	1,595　百万円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達を実施しております。当連結会計年度につきましては、先端医療をはじめとする新規事業での資金需要に対し、新株予約権に基づく株式の発行により資金を調達しております。

一時的な余資については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との事業推進目的にて取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、医療機関や提携先を対象とした貸付金は、その未回収部分につき、貸付先信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、各事業会社の業種ごとの商慣習による差異はあるものの、そのほとんどが一年内の支払期日であります。前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。預り金は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。借入金は運転資金調達目的によるもので、預り保証金は、メディカルサポート事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関するリスクについては、各事業会社毎の与信管理ルールに従い、期日及び残高等を管理しております。

営業活動以外から発生する金融商品については、原則として当社財務部門を中心として、グループ全体を対象とした一括管理を実施しております。

投資有価証券である株式については、金融商品管理規程に従った取得及び管理が実施されており、特に事業推進目的で取得した株式については、発行会社の事業状況、経営成績等の調査を、定期のみならず随時にも実施して状況の把握に努めております。

貸付金に関しては、貸付金規程に基づいて与信審査等を実施しております。

借入金等の流動性リスクについては、適時にグループ全体の資金繰計画を作成・更新することにより手元流動性の維持確保に努めております。

デリバティブ取引の執行・管理についてはデリバティブ運用規程に基づいて実施することとなっております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成26年３月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）現金及び預金	1,592	1,592	－
（２）売掛金	647	647	－
（３）短期貸付金	204	204	－
（４）投資有価証券	452	452	－
（５）長期貸付金(※1)	748		
貸倒引当金(※2)	△593		
	154	154	△0
（６）長期未収入金	300		
貸倒引当金(※2)	△282		
	17	17	－
（７）差入保証金	527	521	△5
資産計	3,596	3,589	△6
（８）買掛金	49	49	－
(10) 前受金	508	508	－
(11) 預り金	221	221	－
(12) 長期借入金(※3)	56	55	△1
(13) 預り保証金(※4)	320	319	△0
負債計	1,155	1,153	△2

(※1)　1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。
(※2)　個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※3)　1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
(※4)　流動負債の預り保証金を含めております。

当連結会計年度（平成27年３月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）現金及び預金	1,595	1,595	－
（２）売掛金	794	794	－
（３）短期貸付金	235	235	－
（４）投資有価証券	632	632	－
（５）長期貸付金(※1)	133		
貸倒引当金(※2)	△105		
	27	27	△0
（６）長期未収入金	210		
貸倒引当金(※2)	△186		
	23	23	△0
（７）差入保証金	639	634	△4
資産計	3,949	3,944	△5
（８）買掛金	60	60	－
（９）短期借入金	290	290	－
(10) 前受金	461	461	－
(11) 預り金	247	247	－
(12) 長期借入金(※3)	269	261	△7
(13) 預り保証金(※4)	318	317	△0
負債計	1,646	1,638	△7

(※1)　1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。
(※2)　個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※3)　1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
(※4)　流動負債の預り保証金を含めております。

(注) １　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金、並びに（３）短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

（４）投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

（５）長期貸付金、（６）長期未収入金、並びに（７）差入保証金

これらの時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権等につきましては、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における貸借対照表から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

（８）買掛金、（９）短期借入金、(10) 前受金、並びに (11) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(12) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っております。

2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額（百万円）

区　分	前連結貸借対照表計上額 （平成26年３月31日）	当連結貸借対照表計上額 （平成27年３月31日）
非上場株式	85	88
関連会社株式	24	1
合計	110	90

非上場株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

3　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	1,592	－	－	－
売掛金	647	－	－	－
短期貸付金	204	－	－	－
長期貸付金	3	133	18	593
長期未収入金	－	17	－	282
合計	2,447	150	18	876

当連結会計年度（平成27年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	1,595	－	－	－
売掛金	794	－	－	－
短期貸付金	235	－	－	－
長期貸付金	5	16	6	105
長期未収入金	－	9	10	190
合計	2,631	26	16	296

4　長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
長期借入金	12	11	11	9	6	5

当連結会計年度（平成27年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
長期借入金	74	74	67	36	15	0

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（平成26年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	355	263	92
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	96	99	△2
合計		452	362	89

当連結会計年度（平成27年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	632	646	△14
合計		632	646	△14

２．連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	８百万円	16百万円

（注）　株式報酬費用は、連結損益計算書において販売費及び一般管理費の「その他」に含まれております。

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
特別利益の新株予約権戻入益	５百万円	１百万円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年３月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年10月１日に１株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1)　ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成21年６月26日	平成25年６月27日	平成27年１月14日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役　36名 当社並びに当社子会社の監査役　３名 当社並びに当社子会社の執行役員　８名	当社並びに当社子会社の取締役　14名 当社監査役　３名 当社並びに当社子会社の従業員　55名 社外協力者　１名	当社取締役　１名 当社従業員　２名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　17,620株	普通株式　6,900株	普通株式　400,000株
付与日	平成21年９月１日	平成25年９月20日	平成27年１月30日
権利確定条件	（注）	（注）	（注）
対象勤務期間	税制非適格対象者については対象勤務期間の定めはありません。 （但し、優遇税制を受ける場合） 平成21年９月１日から 平成23年８月31日	なし	なし
権利行使期間	平成21年９月１日から 平成31年７月31日 （但し、優遇税制を受ける場合） 平成23年９月１日から 平成31年７月31日	平成27年９月14日から 平成34年９月13日	平成27年１月30日から 平成29年１月30日

（注）　権利確定条件は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(2)　ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	提出会社		
	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成21年６月26日	平成25年６月27日	平成27年１月14日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	－	66,700	－
付与	－	－	－
失効	－	1,000	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	65,700	－
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	29,000	－	－
権利確定	－	－	400,000
権利行使	－	－	－
失効	3,000	－	－
未行使残	26,000	－	400,000

②単価情報

	提出会社		
	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成21年６月26日	平成25年６月27日	平成27年１月14日
権利行使価格(円)	600	808	2,420
権利行使時 平均株価(円)	－	－	－
付与日における公正な評価単価(円)	2,629 （優遇税制）2,873	4,772	5,905

４．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第７回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

(1)　使用した評価技法　モンテカルロ・シミュレーション式

(2)　主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	82.24%
予想残存期間	2年
予想配当　（注）１	－円/株
無リスク利率　（注）２	△0.028%

（注）１　平成26年３月期の配当実績によります。

２　予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当連結会計年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	2百万円	0百万円
減価償却超過額	15百万円	15百万円
投資有価証券	24百万円	20百万円
貸倒引当金	210百万円	97百万円
税務上の繰越欠損金	3,878百万円	3,744百万円
その他	669百万円	782百万円
繰延税金資産小計	4,802百万円	4,660百万円
評価性引当額	△4,739百万円	△4,593百万円
繰延税金資産合計	62百万円	67百万円
繰延税金負債		
未収事業税	△8百万円	△0百万円
その他有価証券評価差額金	△32百万円	－百万円
土地	△4百万円	△4百万円
有形固定資産	△16百万円	△17百万円
その他	△4百万円	－百万円
繰延税金負債合計	△67百万円	△21百万円
繰延税金資産の純額	△4百万円	46百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1％、平成28年４月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。

この税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に与える影響は僅少であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については会計基準の適用時又は資産の取得時における国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
期首残高	96　百万円	122　百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6　百万円	21　百万円
時の経過による調整額	1　百万円	1　百万円
新規連結に伴う増加額	21　百万円	15　百万円
資産除去債務の履行による減少額	△6　百万円	△0　百万円
その他増減額(△は減少)	3　百万円	－　百万円
期末残高	122　百万円	160　百万円

（賃貸等不動産関係）

１．当社グループでは、国内及び海外（オーストラリア）において、賃貸用の医療施設及び商業施設、遊休土地等を所有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額び時価は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
連結貸借対照表計上額	期首残高	565	250
	期中増減額	△314	0
	期末残高	250	250
期末時価		294	275

（注）１　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２　賃貸等不動産の期中増減額のうち主な増加は、為替換算差額（３百万円）であり、主な減少は、減価償却費（３百万円）であります。

３　時価の算定方法

当期末の国内の不動産の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。また、海外の不動産の時価は、現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

２．賃貸等不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
賃貸収益	28	13
賃貸費用	11	3
差額	16	9
その他(売却損益等)	36	―

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

⑴　報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「ＳＭＯ事業」、「メディカルサポート事業」、「新規事業」の３つを報告セグメントとしております。

⑵　各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ＳＭＯ事業」は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託又は代行する支援業務であります。

「メディカルサポート事業」は、クリニックモールの設置及び賃貸、商品販売、それらに付随する業務等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業であります。

「新規事業」は、治験依頼者である製薬企業等から治験に関わる業務の全部または一部を代行及び支援する事業を行うＣＲＯ事業、及び細胞工学に基づく細胞治療、再生医療や遺伝子創薬を行う先端医療事業であります。

⑶　報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループのセグメント区分につきましては、従来「ＳＭＯ事業」、「メディカルサポート事業」、「その他」の３区分によっておりましたが、「その他」に含まれる事業の規模の拡大により再検討した結果、第１四半期連結会計期間より「ＳＭＯ事業」、「メディカルサポート事業」、「新規事業」、「その他」の４区分へと区分の見直しを行っております。

なお、前連結会計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成における会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注１）	合計	調整額（注２）	連結財務諸表計上額（注３）
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,946	1,027	11	3,985	25	4,011	－	4,011
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	57	1	58	1	59	△59	－
計	2,946	1,085	12	4,044	26	4,071	△59	4,011
セグメント利益又は損失（△）	△109	130	△10	10	△18	△8	△394	△402
セグメント資産	2,411	1,157	952	4,521	544	5,065	963	6,029
その他の項目								
減価償却費	10	39	－	49	2	52	24	76
のれんの償却額	1	－	－	1	0	2	－	2
持分法投資利益	－	－	－	－	－	－	－	－
持分法適用会社への投資額	－	－	－	－	－	－	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	169	－	60	229	462	692	3	695

（注）１　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

２　調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失(△)の調整額△394百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△394百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額963百万円には、セグメント間取引消去△518百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,482百万円が含まれております。全社資産は、現預金、本社建物付属設備であります。

(3)持分法適用会社への投資額の調整額０百万円は、各報告セグメントに属していない持分法適用会社への投資額であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額３百万円は、主にソフトウェアの投資額であります。

３　セグメント利益又は損失(△)の連結財務諸表計上額は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注１）	合計	調整額（注２）	連結財務諸表計上額（注３）
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,646	781	599	4,027	107	4,134	－	4,134
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	206	12	218	21	239	△239	－
計	2,646	988	611	4,245	128	4,374	△239	4,134
セグメント利益又は損失（△）	△417	72	78	△266	61	△204	△567	△772
セグメント資産	2,554	1,492	1,136	5,183	1,139	6,322	517	6,839
その他の項目								
減価償却費	21	31	10	63	18	82	33	115
のれんの償却額	13	－	22	36	0	37	－	37
持分法投資利益	70	－	－	70	－	70	0	71
持分法適用会社への投資額	－	－	－	－	－	－	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	46	112	5	164	4	168	38	207

（注）１　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

２　調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失(△)の調整額△567百万円には、セグメント間取引消去５百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△572百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額517百万円には、セグメント間取引消去△1,048百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,565百万円が含まれております。全社資産は、主に現預金、投資有価証券であります。

(3)持分法投資利益の調整額０百万円は、各報告セグメントに属していない持分法投資の利益額であります。

(4)持分法適用会社への投資額の調整額０百万円は、各報告セグメントに属していない持分法適用会社への投資額であります。

(5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額38百万円は、主に本社建物付属設備、車両運搬具への投資額であります。

３　セグメント利益又は損失(△)の連結財務諸表計上額は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 本邦の売上高の金額が、連結損益及び包括利益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	合計
412百万円	138百万円	550百万円

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10％以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 本邦の売上高の金額が、連結損益及び包括利益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	合計
502百万円	130百万円	633百万円

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10％以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
当期償却額	1	－	－	1	0	－	2
当期末残高	23	－	457	480	4	－	484

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
当期償却額	13	－	22	36	0	－	37
当期末残高	91	－	434	526	3	－	529

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
負ののれん発生益	2	－	－	2	－	－	2

（注）　ＳＭＯ事業において、㈱ＳＯＡピリカを新たに連結子会社としました。これに伴い当連結会計年度において２百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	ＳＭＯ事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
負ののれん発生益	0	－	－	0	－	－	0

（注）　ＳＭＯ事業において、(一社)ＩＣＲを新たに連結子会社としました。これに伴い当連結会計年度において０百万円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1)　連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2)　連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)　親会社情報

該当事項はありません。

(2)　重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1)　連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2)　連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)　親会社情報

該当事項はありません。

(2)　重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
１株当たり純資産額	434.38円	419.05円
１株当たり当期純損失金額(△)	△30.85円	△59.12円

（注）１　当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

２　前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

３　１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
当期純損失(△)（百万円）	△294	△606
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純損失(△)（百万円）	△294	△606
普通株式の期中平均株式数（株）	9,559,846	10,256,633
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要（注）	新株予約権の数10,293個	新株予約権の数29,970個

（注）新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 平成26年３月31日	当連結会計年度 平成27年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	4,486	4,613
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	57	166
（うち新株予約権）（百万円）	(16)	(99)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	4,429	4,447
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	10,196,990	10,612,450

（重要な後発事象）

関係会社株式の譲渡

平成27年６月に当社連結子会社の株式会社アイロムメディックが保有する、同じく当社連結子会社の株式会社シニアライフプランの全株式について以下のとおり株式譲渡することを決議し公表しました。

１.内容及び理由

メディカルサポート事業に関わる子会社が国内におけるヘルスケア事業の拠点整備を企図していましたが、このたび再生医療ファンドからの売却要請に応じて当該子会社株式を譲渡することとしました。当社グループはこの資金を先端医療事業の技術開発・製品化等に活用いたします。

２.売却する相手会社の名称

再生医療ファンド投資事業有限責任組合

３.売却の時期

平成27年６月30日（予定）

４.当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名　称　　：株式会社シニアライフプラン
事業内容　　：メディカルサポート事業
会社との取引内容：資金の貸付

５.売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

売却する株式の数：960株
売却価額　　：500百万円
売却損益　　：540百万円
売却後の持分比率：０％

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限
(株)アイロムホールディングス	第１回無担保社債	平成27年２月２日	－	－	3.0	無担保社債	平成29年１月30日

（注）１　平成27年２月２日に発行した社債の総額は500百万円であり、平成27年２月13日に全額繰上償還しております。

２　社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権に関する記載は以下の通りであります。

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額（百万円）	株式の発行価格（円）	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	新株予約権の付与割合（%）	新株予約権の行使期間
(株)アイロムホールディングス普通株式	55	（注）	700	100	自　平成27年１月30日 至　平成29年１月30日

（注）「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	290	1.3	－
１年以内に返済予定の長期借入金	12	74	1.4	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	44	194	1.4	平成28年4月5日～平成32年5月7日
合計	56	559		－

（注）１　「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２　長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	74	67	36	15

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	122	38	0	160

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	1,147	1,879	2,672	4,134
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△)	(百万円)	33	△250	△597	△602
四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)	(百万円)	67	△274	△620	△606
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期(当期)純損失金額(△)	(円)	6.62	△26.90	△60.90	△59.12

(会計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	6.62	△33.63	△34.01	△0.86

２【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
資産の部		
流動資産		
預金	432	748
売掛金	※1 189	※1 599
前払費用	13	9
繰延税金資産	7	1
短期貸付金	43	89
関係会社短期貸付金	98	845
未収入金	※1 23	※1 26
その他	20	30
貸倒引当金	△11	△11
流動資産合計	818	2,338
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	42	35
車両運搬具	7	14
工具、器具及び備品	8	7
有形固定資産合計	58	57
無形固定資産		
ソフトウエア	3	8
その他	3	0
無形固定資産合計	6	8
投資その他の資産		
投資有価証券	406	362
関係会社株式	2,184	2,194
長期貸付金	135	113
長期未収入金	173	171
破産更生債権等	8	－
敷金及び保証金	145	238
その他	6	5
貸倒引当金	△290	△260
投資その他の資産合計	2,770	2,825
固定資産合計	2,835	2,891
資産合計	3,653	5,229

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1　31	※1　631
未払金	※1　59	※1　103
未払法人税等	4	3
その他	1	101
流動負債合計	97	839
固定負債		
長期借入金	－	61
繰延税金負債	38	6
資産除去債務	34	53
その他	－	62
固定負債合計	72	183
負債合計	170	1,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,687	3,037
資本剰余金		
資本準備金	646	996
資本剰余金合計	646	996
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	81	89
利益剰余金合計	81	89
自己株式	△6	△14
株主資本合計	3,407	4,108
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59	△0
評価・換算差額等合計	59	△0
新株予約権	16	99
純資産合計	3,483	4,206
負債純資産合計	3,653	5,229

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
売上高		
経営管理料	※1　402	※1　549
その他の売上高	※1　8	－
売上高合計	410	549
売上総利益	410	549
販売費及び一般管理費	※2　394	※2　572
営業利益又は営業損失（△）	16	△22
営業外収益		
受取利息	※1　27	※1　15
為替差益	－	5
貸倒引当金戻入額	9	13
その他	4	8
営業外収益合計	41	42
営業外費用		
支払利息	0	5
為替差損	32	－
その他	0	0
営業外費用合計	32	6
経常利益	25	13
特別利益		
固定資産売却益	－	※3　0
新株予約権戻入益	5	1
特別利益合計	5	2
特別損失		
固定資産売却損	－	※4　1
その他	0	－
特別損失合計	0	1
税引前当期純利益	30	14
法人税、住民税及び事業税	△1	△1
法人税等調整額	△49	8
法人税等合計	△51	6
当期純利益	81	7

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,286	7,577	－	7,577	4	△11,181	△11,176	－	2,687
当期変動額									
株式交換による増加		646		646					646
資本金から剰余金への振替	△3,599		3,599	3,599					－
準備金から剰余金への振替		△7,577	7,577	－					－
利益準備金の取崩					△4	4	－		－
欠損填補			△11,176	△11,176		11,176	11,176		－
当期純利益						81	81		81
自己株式の取得								△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	△3,599	△6,931	－	△6,931	△4	11,263	11,258	△6	720
当期末残高	2,687	646	－	646	－	81	81	△6	3,407

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	13	2,700
当期変動額				
株式交換による増加				646
資本金から剰余金への振替				－
準備金から剰余金への振替				－
利益準備金の取崩				－
欠損填補				－
当期純利益				81
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59	59	3	62
当期変動額合計	59	59	3	783
当期末残高	59	59	16	3,483

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,687	646	－	646	－	81	81	△6	3,407
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	350	350		350					700
準備金から剰余金への振替				－					－
利益準備金の取崩							－		－
当期純利益						7	7		7
自己株式の取得								△7	△7
自己株式の処分			△0	△0				0	0
自己株式処分差損の振替			0	0		△0	△0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	350	350	－	350	－	7	7	△7	700
当期末残高	3,037	996	－	996	－	89	89	△14	4,108

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	59	59	16	3,483
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				700
準備金から剰余金への振替				－
利益準備金の取崩				－
当期純利益				7
自己株式の取得				△7
自己株式の処分				0
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△60	△60	82	22
当期変動額合計	△60	△60	82	723
当期末残高	△0	△0	99	4,206

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	４～15年
車両運搬具	４年
工具、器具及び備品	５～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」０百万円は、「その他」０百万円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
短期金銭債権	213百万円	633百万円
短期金銭債務	39百万円	376百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業取引による取引高		
売上高	410百万円	489百万円
販売費及び一般管理費	－百万円	68百万円
営業取引以外の取引による取引高	3百万円	11百万円

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
役員報酬	46百万円	47百万円
給料手当及び賞与	70百万円	118百万円
地代家賃	33百万円	120百万円
減価償却費	9百万円	33百万円
旅費交通費	45百万円	56百万円
支払手数料	111百万円	108百万円
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

※３　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
工具、器具及び備品	－百万円	0百万円
計	－百万円	0百万円

※４　固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
車両運搬具	－百万円	1百万円
計	－百万円	1百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額が次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
子会社株式	2,184	2,194
関連会社株式	0	0
計	2,184	2,194

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産・負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産		
投資有価証券	22百万円	20　百万円
貸倒引当金	107百万円	88　百万円
子会社株式	438百万円	395　百万円
税務上の繰越欠損金	1,008百万円	871　百万円
その他	602百万円	564　百万円
繰延税金資産小計	2,182百万円	1,939　百万円
評価性引当額	△2,174百万円	△1,937　百万円
繰延税金資産合計	7百万円	2　百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△32百万円	－　百万円
有形固定資産	△5百万円	△7　百万円
繰延税金負債合計	△38百万円	△7　百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△30百万円	△5　百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	38.0%	35.6%
（調整）		
評価性引当額の増減等	△218.6%	△1.4%
交際費等永久損金不算入項目	2.9%	－%
住民税均等割	4.0%	8.6%
その他	4.0%	3.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△169.7%	46.2%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債並びに当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額に与える影響は僅少であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	104	18	－	25	123	87
	車両運搬具	10	15	10	3	15	0
	工具、器具及び備品	32	0	4	2	28	21
	計	147	34	14	30	167	110
無形固定資産	ソフトウェア	35	7	－	2	42	34
	その他	4	－	3	0	0	0
	計	39	7	3	2	43	35

（注）１　当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物及び構築物	本社ビル内内装費用	18百万円
車両運搬具	本社社用車	15百万円
ソフトウェア	連結会計システム	７百万円

２　当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具	本社社用車	10百万円
工具、器具及び備品	本社ビル内什器備品	４百万円

３　当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	302	0	29	272

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL　http://www.irom-hd.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　平成25年６月27日開催の定時株主総会により平成25年10月１日を効力発生日として、定款の一部変更を行い、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度（第17期）	自 至	平成25年４月１日 平成26年３月31日	平成26年６月27日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びその添付書類				平成26年６月27日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	事業年度（第18期第１四半期）	自 至	平成26年４月１日 平成26年６月30日	平成26年８月14日 関東財務局長に提出
	事業年度（第18期第２四半期）	自 至	平成26年７月１日 平成26年９月30日	平成26年11月14日 関東財務局長に提出
	事業年度（第18期第３四半期）	自 至	平成26年10月１日 平成26年12月31日	平成27年２月13日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。			平成26年７月２日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。			平成27年１月14日 関東財務局長に提出
(5) 有価証券届出書及びその添付書類	第三者割当による増資			平成27年１月14日 関東財務局長に提出

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年６月29日

株式会社アイロムホールディングス

取　締　役　会　御　中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大　塚　啓　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムホールディングス及び連結子会社の平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイロムホールディングスの平成27年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイロムホールディングスが平成27年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年６月29日

株式会社アイロムホールディングス

取　締　役　会　御　中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大　塚　啓　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムホールディングスの平成27年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月29日
【会社名】	株式会社アイロムホールディングス
【英訳名】	I’rom Holdings Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　森　豊隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森豊隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようというものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２　【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年３月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社13社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社５社及び持分法適用会社１社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね２／３に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

３　【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

４　【付記事項】

該当事項はありません。

５　【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	株式会社アイロムホールディングス
【英訳名】	I'rom Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　森　豊隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長　森　豊隆は、当社の第18期(自平成26年４月１日　至平成27年３月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

宝印刷株式会社印刷